

北播磨北部地域の緑条例運用指針

—地域環境形成基準等の解説—



兵庫県

はじめに

北播磨北部地域は、都市近郊にありながら豊かで多様な自然環境と広がりのある農村風景を有し、加古川を中心とした水のネットワークや独特のため池文化を育みながら、古くから人々の営みにより特色ある歴史、文化、風土、産業を基盤とした、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきました。

現在、『ひょうごのハートランド』を理念とした北播磨地域ビジョンにより、地域にかかわる人々がこれまで育んできた資源や財産を最大限に生かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりを進めています。

しかしながら、人口が減少するとともに高齢者の割合が急増する人口減少社会の到来を目前に控え、地域社会を支えてきたコミュニティを維持していくことや、これまで維持してきた里山や田園などの緑豊かな環境の適正な維持・管理が困難となり、地域の活気や活力が乏しくなることが懸念されます。

このような状況のなかで、北播磨北部地域の資源を生かした人と人、人と自然との交流による地域づくりを進めていくためには、適正な土地利用のあり方を示し、里山や田園などの緑豊かな地域環境を保全、育成、創出、活用しながら開発を適切に誘導することで、地域の振興や活性化を図っていくことが重要です。

兵庫県では、北播磨北部地域を「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」に基づく緑豊かな環境形成地域に指定し、森や川、歴史・文化資源などを将来にわたって保全しながら、その恵みを生かして地域の活性化を図り、北播磨北部地域らしい緑豊かな地域づくりを、地域の方々の参画のもとで進めていくこととしました。

目次

1 緑条例の概要	1
2 北播磨北部地域における緑豊かな地域づくりの基本的な方向	7
3 運用指針	13
4 住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）	55
5 参考資料	59

1 緑条例の概要



緑条例とは、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の略称です

- 緑条例とは、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例です。
- この条例は、次の3つの視点から、緑豊かな地域環境づくりを進めていくことを目的としています。
 - 適正な土地利用の推進
 - 森林、緑地の保全と緑化の推進
 - 優れた景観の形成
- 平成7年より丹波地域と淡路地域にこの条例を適用しており、自然に配慮した開発を誘導するなど、緑豊かな地域環境づくりを進めています。
- 北播磨北部地域では、地域の活性化を図るとともに、北播磨北部地域らしい緑豊かな地域づくりを、地域の方々の参画のもとで進めていくため、県と地元市町とが協議し、平成16年7月に緑豊かな環境形成地域に指定しました。

緑条例のしくみ

- この条例は、次の3つのしくみにより地域の特性を生かした緑豊かな地域環境の形成を図っていきます。

□地域性豊かな土地利用の誘導

地域の状況や特性に応じて定められた「地域環境形成基本方針」に基づいて、北播磨北部地域らしい土地利用の誘導を図ります。

□環境形成区域と開発行為の協議の制度

地域を次のとおり5つの環境形成区域に区分し、それぞれの場所にふさわしい地域環境を形成していくために、開発行為を行う際の基準（許可基準又は地域環境形成基準）を設定しています。

そして、それぞれの環境形成区域の特性に応じて、開発行為を行うときには協議や届出などが必要となっています。また、協議をした場合は、開発事業者と県や市町が「環境形成協定」を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めることになります。

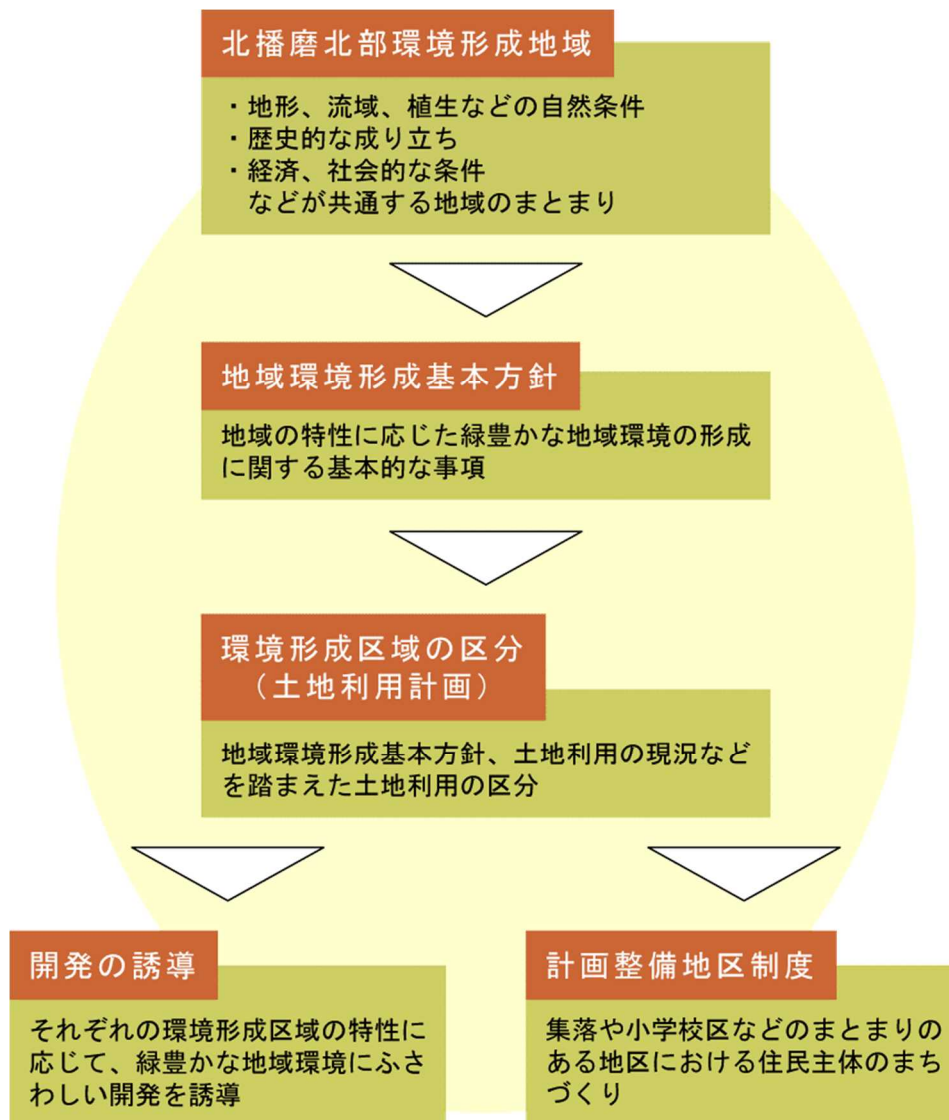


□住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

この条例では、地域の住民のみなさんの自主性を尊重し、住民が主体となって進めているまちづくりを支援する制度（計画整備地区制度）があります。

区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画やまちづくりの計画を策定し、県に対してその計画の認定を求めることができます。計画が地域環境形成基本方針に適合し、地域にふさわしいと認められた場合は、環境形成区域の制度とは別に、計画整備地区として、行政や住民、事業者が一体となって、認定された計画を推進します。

なお、計画整備地区内では開発行為とあわせて建築物の建築の際にも届出が必要となります。



開発行為の許可・協議・届出の制度

開発行為を行おうとするときは、緑条例の手續に先立って、事前に関係市町に申し出てください。そして、緑条例により定められている環境形成区域と環境形成基準に沿って、県民局又は関係市町と開発の適否、開発に伴う景観への配慮などについて事前協議を行ってください。これは、開発を行うことを規制又は抑制しようとするものではなく、地域活性化のためには開発は必要なものであるとの立場に立ち、適正な土地利用の推進を図ろうとするものです。

また、緑条例は、公益の代表である知事又は市町長が事業者と同等の立場に立ち、あるべき地域環境を共に考え、お互いの話し合いに基づく協議・協定制度を採用しています。事前協議が整った場合は、「地域環境の形成に関する協定」の手續を経て、開発行為を実施してください。

□開発行為とは

この条例では、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更を開発行為とといいます。

□次のような場合は、開発行為の協議などの必要はありません。

- 開発区域の面積が 1,000 m²（森を守る区域は 500 m²）未満の開発行為
- 自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 通常の管理行為、軽易な行為

□開発を行う場合には

- 市町、県との協議、届出等の手續が必要です。
- 環境形成区域ごとに定められた許可基準又は地域環境形成基準をもとに、開発地の森林の保全や建物の周辺の緑化などが必要となります。

該当区域	手續	許可・協議・届出の内容
森を守る区域	開発行為の許可申請	条例に規定された許可基準に定めるところにより許可を受ける必要があります（許可にあたっては、審議会の意見を聞くこととしています）。
森を生かす区域 田園の区域 風土を守る区域	開発行為の協議申請	地域環境形成基準をもとに協議します。→ 環境形成協定を締結します。
まちの区域	開発行為の届出	地域環境形成基準からみて、必要がある場合は適切な措置を講じるよう指導・助言を行います。

※地区計画の区域では緑条例に基づく手續きは不要です

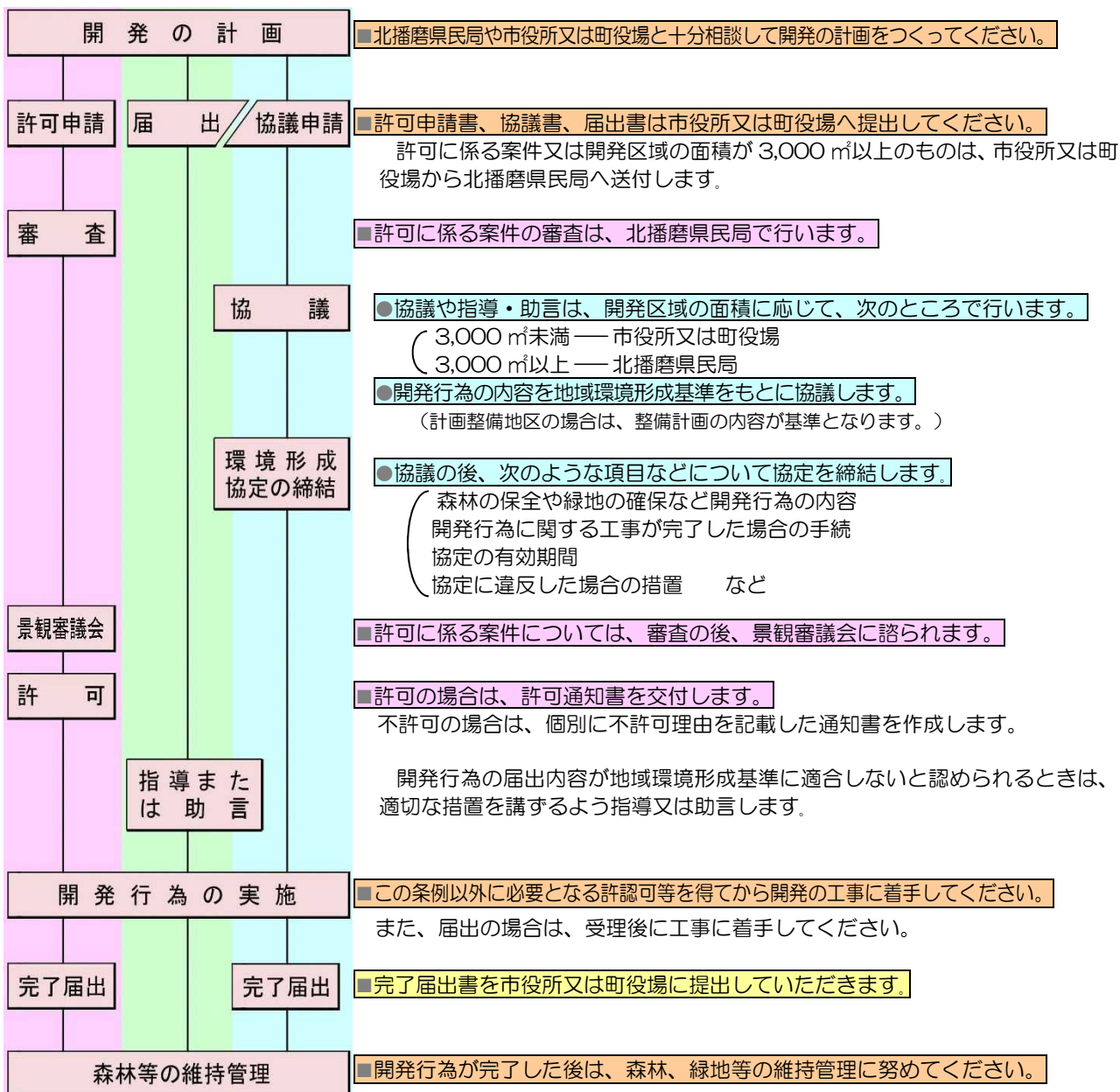
計画整備地区では認定計画に係る基準が適応されます

開発行為の手続の流れ

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、田園の区域（第3号区域）及び風土を守る区域（第2項区域）では知事又は市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事又は市町長への届出が必要です。

開発行為の手続の概要は次のとおりです。

(■ 許可 ・ ● 届出 ・ ● 協議申請 ・ ■ 許可/協議申請 ・ ■ 共通)



許可申請・協議申請・届出等に必要な図書

許可申請、協議申請、届出は、許可申請書、開発行為協議書又は開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本2部、あわせて3部を提出して下さい。

図書の種類	明示すべき事項	許可申請	協議申請	届出
1 設計説明書	(1)事業の目的 (2)環境形成区域の名称 (3)土地の現況 (4)土地利用計画 (5)現況地形 (6)造成計画(切土及び盛土) (7)設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8)森林及び緑地の配置方針 (9)予定建築物等の配置方針 (10)造成法面の緑化修景方針 (11)擁壁等の緑化修景方針 (12)その他の緑化修景方針	○	○	○
2 位置図	(1)開発区域の位置 (2)周辺の土地利用及び地形の状況 (3)周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (縮尺 1/10,000 以上)	○	○	○
3 現況図	(1)開発区域の境界 (2)地形及び土地利用の状況 (3)現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4)現況植生の状況 (縮尺 1/2,500 以上)	○	○	○
4 土地利用計画図	(1)開発区域の境界 (2)予定建築物等の敷地の形状及び規模 (3)敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4)公共公益施設の位置及び形状 (5)開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6)新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画 (植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。) (縮尺 1/1,000 以上)	○	○	○
5 造成計画平面図	(1)開発区域の境界 (2)法面の ^{のり} 位置、形状及び勾配 (3)擁壁、排水施設及び道路の位置及び形状 (4)切土又は盛土をする土地の部分 (法面とは、切土又は盛土によってできる人工的な地盤の傾斜面をいう。) (縮尺 1/1,000 以上)	○		
6 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面 (高低差が2メートル未満の場合は、省略できる。) (縮尺 1/1,000 以上)	○		
7 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況 (近景及び遠景の写真を添付すること。)	○	○	○
8 土地の登記事項証明書	(1)土地の所在、地番、地目及び地籍 (2)土地に係る権利の内容及び権利者	○		
9 地籍図	開発区域及びその周辺の地番、里道及び水路並びに開発区域の境界	○		
10 土地所有者等関係権利者の同意書	(同意書の印鑑証明書も併せて添付すること。)	○		

2 北播磨北部地域における緑豊かな地域づくりの基本的な方向



【北播磨北部地域の景観の特徴】

北播磨北部地域は、都市近郊にありながら豊かで多様な自然環境と広がりのある農村風景を有し、その中で古くから人々の営みにより特色ある歴史、文化、風土、産業を育み、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきました。



暮らしの場としての平野部では、千ヶ峰、笠形山、篠ヶ峰などを代表とする山並みが背景景観として大きな比重を占めています。

山並みは、地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっています。

河川と山裾との間には農地が広がり、落ち着いたたたずまいの集落が点在し、全体として開放感のある田園景観が広がっています。

また、平野部の奥では、川筋に沿って谷が迫り、平坦地が少ないことから家屋は等高線に沿って建ち、家屋や集落の後ろには、近景としての山の斜面がいつも見え、集落等が山の斜面に抱かれた形の景観が構成されています。



また、加古川本流域では、雄大な水の流れとこれがもたらす広い眺望が地域の風景を際立たせており、その中で小高い独立峰である丸山が地域のランドマークとなっています。

河川は、上流、下流及び対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、その水の流れが生み出す豊かな姿は、平野部の景観の大きなアクセントとなっています。

近年、滞在型市民農園などにおける都市との交流が進められつつあり、北播磨北部地域の新たな魅力となっています。



【北播磨北部を特徴づける景観資源】



急傾斜地の山裾に立地する集落。わずかな平場に家屋が散らばって立地している。（多可町加美区岩座神）



街道沿いには平入りの町屋が並んでいる。妻入り町屋や茅葺きの農家が混在することもある。（多可町中区鍛冶屋）



山裾に位置するムラの鎮守。参道には家屋が立地しない。（多可町加美区豊部）



山裾に立地する集落の奥に位置するため池。特に、加西市、多可町中区に多い。（加西市上万願寺）



平地の街道沿いには家屋が並んでいる。集落の後ろにはまどまった農地が広がっている。（多可町加美区大袋）



集落入り口のほこら祠と巨樹がランドマークとなり、集落のシンボルとなっている。（加西市河内）



谷川に向かって緩やかに傾斜する斜面に、地形に沿って家屋が並んでいる。（多可町加美区はせが箸荷）

【地域づくりの基本方向】

- ①水と緑や歴史・文化資源を生かした地域づくり
- ②都市との交流の推進
- ③多様な主体の参画と協働による地域づくり

【地域環境イメージ】

『ハートランド』の豊かな森と川を生かした『交流の舞台』の形成

＜地域環境のイメージ＞

緑豊かな山々が連なり、谷状の盆地の広がりの中に農地、河川、ため池、集落などによる田園景観が広がっている。森林や農地は適切な手入れがなされ、日々の生活の中でどこからでも望むことができる風景の骨格となっている。

森林や農地の緑と水が基調になった美しい田園が舞台となり、様々な交流がくり広げられている。森林や農地と調和した交流施設や建物が整備され、緑が効果的に配され調和ある町並みがある。



【地域環境形成の基本方向】

- ①地域の風景の骨格となる山並みや河川、里山の自然環境を地域の誇りとして保全・育成する
- ②農林業の振興、都市住民などの参画により、北播磨特有の山並みと河川、農地、ため池が調和した「交流の舞台」となる田園景観を保全・育成する
- ③豊かな森と川を生かした都市的機能や居住環境、産業基盤の整備を進め、多自然地域における快適な居住空間を育成する
- ④緑豊かな環境、豊富な歴史的・文化的資源、様々な地場産業を生かした魅力ある新たな居住環境を創造する
- ⑤自然や地域景観に調和した都市開発や公共施設の整備を行い「交流の舞台」にふさわしい景観形成を図る

【環境形成区域の区分】

	区域の概要	区域のイメージ	
森を守る区域	<p>地域の骨格となるスカイラインを形成する山、大規模な山体を有する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な山地、森林の区域です。</p> <p>森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図っていきます。</p>	 <p style="text-align: center;">妙見山（多可町）</p>	 <p style="text-align: center;">丸山（西脇市）</p>
森を生かす区域	<p>山地、森林の山すそで、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林の区域です。</p> <p>森林としての土地利用を通じて森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図ります。</p>	 <p style="text-align: center;">里山（加西市）</p>	 <p style="text-align: center;">なか・やちよの森公園 （多可町）</p>
田園の区域	<p>現況農地を主体とする区域で、集落やため池、河川などを含む区域です。</p> <p>農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進めます。</p>	 <p style="text-align: center;">山裾の集落（西脇市）</p>	 <p style="text-align: center;">山裾の集落（多可町）</p>
まちの区域	<p>既成市街地の区域と、今後、計画的に市街地整備を図る区域です。開発を誘導して都市的機能の充実と良好な市街地環境の形成を図ります。</p>	 <p style="text-align: center;">中心市街地（多可町）</p>	 <p style="text-align: center;">中心市街地（西脇市）</p>
風土を守る区域	<p>人々の営みにより河川、棚田、集落等が調和した地域の風土を象徴する景観が形成されている区域です。</p> <p>風土を象徴する資源を活用した地域活動等による環境保全への取組みを引き続き進めていきます。</p>	 <p style="text-align: center;">いさりがみ 岩座神棚田交流（多可町）</p>	 <p style="text-align: center;">はせがい 箸荷（多可町）</p>

3 運用指針



運用指針の目的

開発行為を行う場合には、緑豊かな地域環境を実現するため、施設の配置や緑化の方法等について定めた一定の基準に従い、実施していただく必要があります。


この開発行為の実施にあたって配慮すべき事項が、許可基準や地域環境形成基準として定められています。

この運用指針は、許可基準や地域環境形成基準を正しく理解していただくために、具体的な整備例などを用いながら解説したものです。

許可基準と地域環境形成基準の概要は、次の表のとおりですが、単に数値基準を満足するだけでなく、緑化のデザイン、手法、樹種等についてもよりよい地域環境づくりをめざしたものとして計画することが重要です。

- ・ 開発を行おうとするときは事前に関係市町に申し出てください。
- ・ 市町または県民局と事業者は、この運用指針に基づいて開発計画について協議します。
- ・ なお、開発を行う場合には、この緑条例のほか、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、都市計画法などの手続が必要です。

【運用指針の見方】

- ・ 運用指針は5つの区域ごとにまとめられています。事業の計画地がどの区域にあるかで、適用となる基準が異なります。
- ・ 区域ごとに運用指針を掲載していますので、16、17ページのインデックスを参考に適用される基準内容をご確認下さい。
- ・ 四角い二重線枠  で囲んでいるのは、北播磨北部地域環境形成基準の本文です。その後に、基準の「解説」を掲載し、模式図等で、実際に緑化などを行う場合に参考となる実施事例や配慮する事項等を掲載しています。

森を守る区域における許可基準

森を守る区域において、開発行為を行う場合は、次の表に示した許可基準を満たし、知事の許可を得ることが必要です。許可申請があった場合、知事は、景観審議会に諮り、専門家の意見を聞きます。

許可基準（森を守る区域で開発行為を行う場合に適用）

開発許可の基準	技術的細目
1. 緑豊かな地域環境の形成のために必要な相当規模の森林が開発区域内に保全されるように設計が定められていること。 (注※)	開発区域の面積の 50 パーセント以上を占める森林が、当該開発区域内に保全されていること。
2. 開発区域内に存する貴重な植生が保全されるように設計が定められていること。	—
3. 開発区域内の優れた景観の構成要素となるべき地形及び植生が保全されるように設計が定められていること。	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、当該箇所の改変が軽微で優れた景観の保全上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、尾根の山地突起部で平野部又は水面に対して突出したもの等視覚的に明瞭な地形を有する箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に尾根の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木が存する箇所
4. 開発区域内の建築物等が、主要な道路、航路、市街地等からの展望を妨げないように適正に配置されるように設計が定められていること。 (注※)	開発区域内の建築物等が主要な道路、航路、市街地等から 3 の(1)から(3)までに掲げる箇所を展望することを妨げないように適正に配置されていること。
5. 開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面 ^{のり} が優れた景観の形成上の支障とならないよう、主要な道路、航路、市街地等からみて相当の緑量を有する森林が当該建築物等及び法面の前面に配置されるように設計が定められていること。 (注※)	主要な道路、航路、市街地等からみて開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面 ^{のり} がおおむね望見し得ないよう森林が保全され、又は樹木若しくは樹種の苗木が植栽されていること。

(注※) 1. 4. 5の項目の技術的細目には次の但し書きの緩和規定があります。

ただし、当該開発区域における開発行為に公益上の必要性があり、かつ、当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況、当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質並びに予定建築物等の用途、敷地の規模及び配置からみてそれぞれの規定を満足することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

地域環境形成基準の概要（森を守る区域）

		森を生かす区域 →p18	田園の区域 →26p									
優れた景観の構成要素の保全の方法	地形・植生の保全 貴重な植生の保全	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するものうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所									
	既存樹林地の保全	開発区域内に保全された森林等は、適切に維持管理されること。	開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。									
	森林等の維持管理	開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。	X									
森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法	森林と建築物	X	X									
	建築物と緑地	X	X									
	道路沿い及び河川沿いの植栽	開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部									
	緑地・植栽の質	開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。	開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。									
	緑化の手法	X	X									
自然的環境と調和する建築物等の整備の方法	土地の造成	開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。	開発区域が優れた景観を形成している棚田等に隣接する場合にあっては、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。									
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。									
	法面の緑化	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。									
	建築物等の形態	予定建築物等にあっては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。	大規模な予定建築物等にあっては、開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。									
保全すべき森林又は緑地の面積	森林の保全	開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	森林の面積の割合	5.0ヘクタール以上	50パーセント	1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	40パーセント	1.0ヘクタール未満	30パーセント	X	
	開発区域の面積	森林の面積の割合										
5.0ヘクタール以上	50パーセント											
1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	40パーセント											
1.0ヘクタール未満	30パーセント											
緑地の確保	X	次に掲げる緑地が開発区域内に確保されること。 (1) 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地 (2) 屋外運動競技場及び周辺からみて景観上支障がない箇所を除き、開発区域の境界に沿って、原則として、次の表に掲げる幅員以上の緑地（予定建築物等に応じた相当の緑量を有する樹木が適切に配置されるなど周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合又は予定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合は、この限りでない。） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>周辺緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員	5.0ヘクタール以上	5メートル	1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル
開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員											
5.0ヘクタール以上	5メートル											
1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	4メートル											
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル											
0.3ヘクタール未満	2メートル											

以外で開発行為を行う場合に適用)

まちな区域 →36p	風土を守る区域 →43p										
<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所</p>	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で地域の風土を象徴する景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (4) 良好な地域環境を形成している樹林 (5) 地域に親しまれている樹木が存する箇所 (6) 棚田、一団のまとまりのある農地など、優れた景観の構成要素となっている箇所</p>										
<p>開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されるよう努めること。</p>	<p>開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。</p>										
X	<p>開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>										
<p>開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木の適切な配置に努めること。 (2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状の適切な計画に努めること。</p>	<p>開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>										
<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部</p>	<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部</p>										
X	<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されるとともに、地域の伝統的な緑化手法に配慮されること。</p>										
X	<p>原則として、地形の変更が行われないこと。やむを得ず変更する場合にあっては、変更後の地形が周辺の景観と調和するよう適切に計画されること。</p>										
<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあっては、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努めること。</p>	<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げが行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>										
<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあっては、適切な方法で樹木を配置した緑化修景に努めること。</p>	<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、適切な方法で樹木を配置した緑化修景が行われること。</p>										
X	<p>予定建築物等にあっては、周囲の建築物から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。</p>										
X	<p>開発区域内に現況森林が存在する場合にあっては、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開発区域内に存在する現況森林の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0 ヘクタール以上</td> <td>50 パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0 ヘクタール以上</td> <td>40 パーセント</td> </tr> <tr> <td>5.0 ヘクタール未満</td> <td>30 パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0 ヘクタール未満</td> <td>30 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合	5.0 ヘクタール以上	50 パーセント	1.0 ヘクタール以上	40 パーセント	5.0 ヘクタール未満	30 パーセント	1.0 ヘクタール未満	30 パーセント
開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合										
5.0 ヘクタール以上	50 パーセント										
1.0 ヘクタール以上	40 パーセント										
5.0 ヘクタール未満	30 パーセント										
1.0 ヘクタール未満	30 パーセント										
<p>開発区域の面積(開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。)に対して、10 パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されるよう努めること。ただし、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。</p>	<p>開発区域の面積(現況森林の面積を除く。また、開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。)に対して、原則として、20 パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。</p>										

森を生かす区域の運用指針

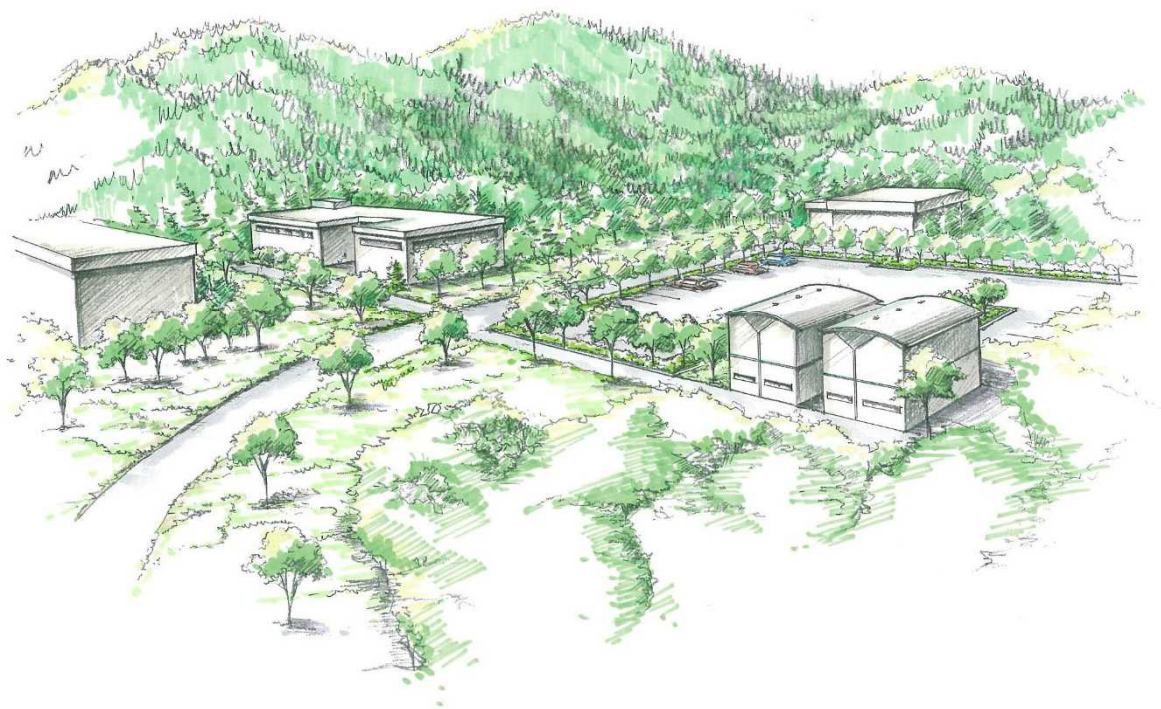
基本的な考え方

森を生かす区域は、現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場として、森林と建築物等が調和した緑豊かな環境の形成を目指しています。

この区域における開発にあたっては、開発・整備される建築物等を森林の環境と調和したものとし、区域の外から見て森林と調和した景観を形成することが大切です。

- 森林を適切に保全する
- 大規模な土地の改変が生じないように造成する
- 大規模な建物は、樹木の間から建物が見え隠れする景観を目指す

森を生かす区域内の開発のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全方法

地形、森林等の保全

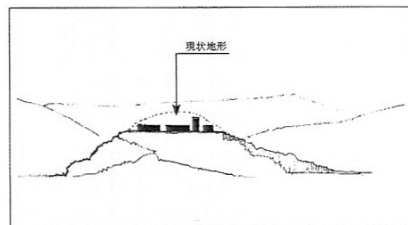
開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所
- (2) 連続した稜^{りょう}線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所
- (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所

●山の姿が印象的な独立峰や山並みなどは、田園の区域、まちの区域をはじめ、すべての区域からの景観の背景となるものです。造成を伴う開発行為や建築物等を建築する場合には、敷地近辺のみならず、市街地や幹線道路など、遠い視点場からの見え方などにも留意して、開発地の選定及び計画の検討を行ってください。

□「独立峰の頂部」とは

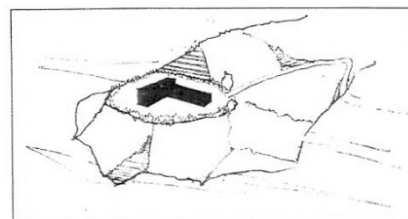
周辺の地形から垂直方向に突出した山（独立峰）の最も視覚的に目立つ部分を指します。これらは地域のランドマークとして親しまれてきたものである場合が多く、開発区域に含まれている場合は、ランドマークとしての特性を失わないように注意してください。



×独立峰頂部では開発しない

□「平野部又は水面に突出した尾根筋の突端部」とは

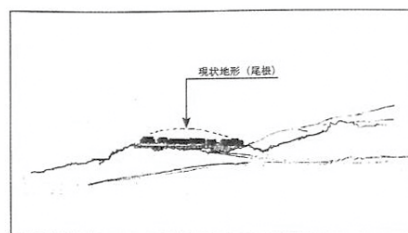
周辺の地形から水平方向に突出した尾根筋の最も視覚的に目立つ部分を指します。地図における等高線の状況、道路の屈曲状況、神社等の存在に注意しつつ、現地においてその視覚的役割を判断する必要があります。



×突出尾根では開発しない

□「周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所」とは

敷地近辺だけでなく、市街地や幹線道路などの遠い視点場から見て山系の輪郭線の連なり、すなわちスカイラインの連続が途切れないよう注意して下さい。（スカイラインが比較的目に入りやすい仰角（見上げる角度）は、一般に9度以下とされています）



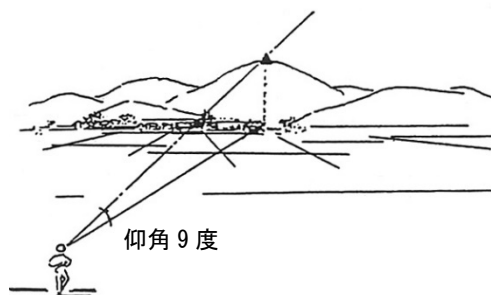
×山の稜線では開発しない

□「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

当該地域の山並みの輪郭線を乱さず、遠望した場合に改変の有無がほとんど目に付かない場合には、この限りではありません。



イ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

森林と建築物

開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 「森を生かす区域」は、現況森林のうち山裾の区域などであり、ここにおいて建築される建築物等は、主要な道路や集落などから見たときに森林と調和した景観を形作っていることが重要です。建築物と樹木が一体となって美しい里山景観となるよう、建築物の前面には、樹木を用いた緑化修景を工夫してください。

□ 「予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置」とは

開発区域と周辺の森林の境界付近、森林と建築物との間、建築物と道路などとの境界付近、いわゆる“きま際”とよばれる部分では、特に緑による修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、樹木の配置を工夫してください。

□ 「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように想定されます。

建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

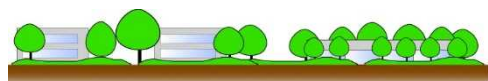
工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

□ 「主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

大規模な建築物等は遠方からも目立つ存在となるため、敷地近辺のみならず、幹線道路や集落など、遠い視点場からの見え方などにも留意して、建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、高木を中心とした樹木を建物の前面に配置してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませる



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□ 「森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、森林を残地することが可能若しくはその周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、宅地造成後分譲の場合にはおおむね200㎡、現状有姿分譲でおおむね400㎡を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きの割合が1:2以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 主要な道路の沿道や河川沿いでは、樹木を列植するなど、緑豊かな景観が形成されるよう適切に緑化してください。
- なお、既に街路樹が整備されている場合や河畔林などの樹林が保全されている場合にあつては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。

□対象となる「主要な道路」及び「河川」

開発区域への進入路となる道路、開発区域内の主要な道路、開発区域周辺から最も目につきやすい道路を指します。

また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

- 新たに森林を造成する際や樹木を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の森林環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。

□「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、開発区域内や周辺の森林で生育しているものがこれにあたります。

周辺の森林で生育している樹木を参考としたり、「ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年12月）」に示されている地域別推薦樹種、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。

森林等の維持管理

開発区域内に保全された森林等は、適切に維持管理されること。

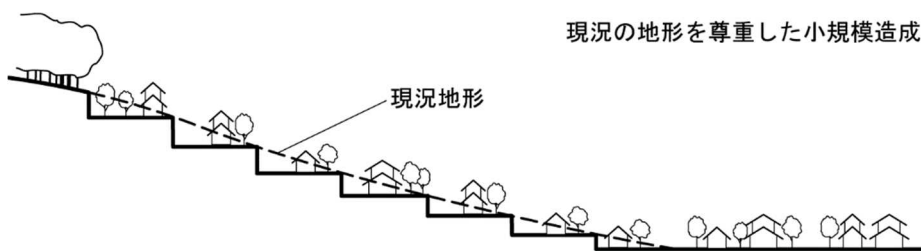
- 開発区域内で保全した森林、植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

ウ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

土地の造成

開発行為によって大規模な地形の改変が生じないように、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。

- 「森を生かす区域」は、傾斜のある場所にあることから、開発にあたっては土地の造成が避けられない場合が多くあります。しかし、大規模な地形の改変は周辺森林との景観的な調和を大きく乱すことになり、また、集水域を大きく変更するような土地の造成も、周辺環境へ与える影響が大きいことから、最小限の造成にとどめるよう工夫が必要です。
- 例えば、現況地形の傾斜の方向や平均勾配を尊重して小造成を多用したり、あるいは保存森林や緑地で大きな法面を覆うなど、現況地形を生かすよう工夫してください。



法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行ってください。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行ってください。

□ 「傾斜度 15 度以上」とは

水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生ずる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15 度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30 度以上になると視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

□ 「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

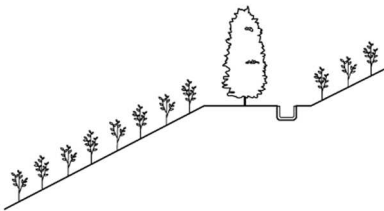
ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

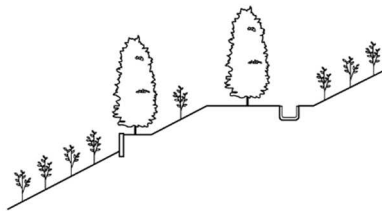
開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

法面苗木植栽と小段中木植栽



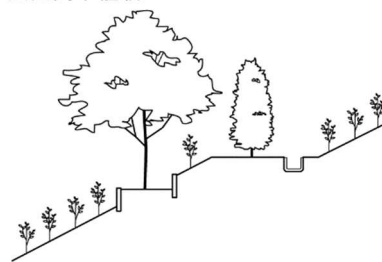
- ・苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・小段には、中木(H=1.8)の植栽が可能

法面中木植栽



- ・法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・上下そだ棚等による保護を必要とする

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげる必要があります。

□「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

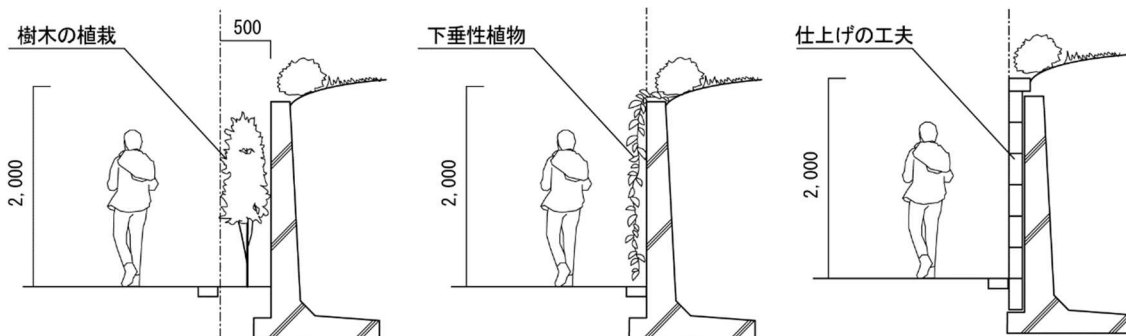
景観上の視点からとらえた工作物であって、表面に現れないものや小規模なものは除きます。

擁壁にあっては地上高さ 2m 以上のもの、排水施設にあっては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景して下さい。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置したりするなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。



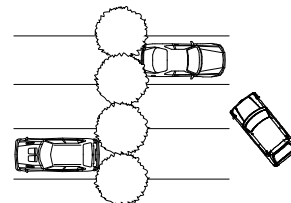
また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。

- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設ける必要があります。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、本来の機能を阻害しない範囲で、周辺以外に内部に植栽することも、周辺の森林環境との調和の上で有効な方法です。

<周囲に植栽帯を設ける>

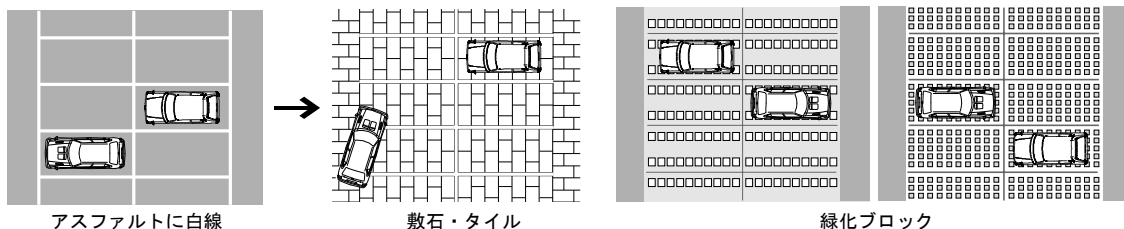


<駐車場内部に植栽を行う>



- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

<床面の工夫>



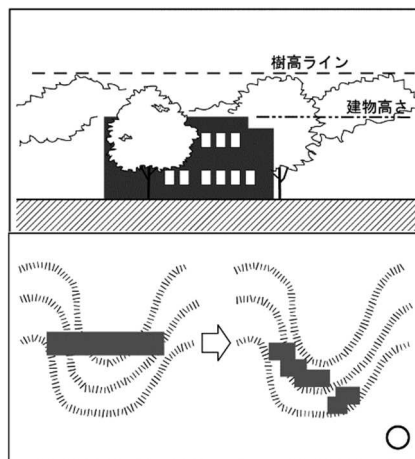
建築物等の形態

予定建築物等にあつては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。

- 予定建築物等の高さや規模を抑えることで、背景の山並みや周辺の森から突出せず、また、植栽した樹木との調和が図られます。
- 「森林の保全」や「緑地の配置」等の基準と考え合わせながら、森林と建築物等が調和した景観となるよう工夫してください。
- また、あわせて、建築物等の形状や色彩等も工夫することが望まれます。

□ 「開発区域周辺の森林から著しく突出しない」とは

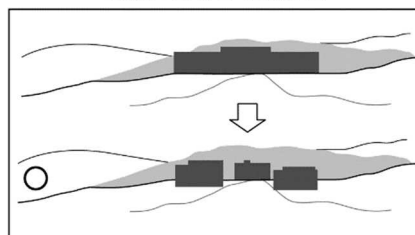
主要な道路、集落等から見たときに建築物等が突出した印象とならないよう、建築物の高さを周辺の森林と調和したものとするなどの工夫をしてください。



地形に合わせて分節化

□ 「地形を生かして建築物を分棟」とは

主要な道路、集落等から見たときに大きな壁面とならないよう、建築物を地形に合わせて分棟するなど、配置、規模を工夫してください。



大規模な壁面を造らない

エ 保全すべき森林又は緑地の面積

森林の保全

開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。

開発区域の面積	森林の面積の割合
5.0 ヘクタール以上	50 パーセント
1.0 ヘクタール以上 5.0 ヘクタール未満	40 パーセント
1.0 ヘクタール未満	30 パーセント

- 「森を生かす区域」は、現況森林のうち山裾の部分であり、古くから「里山」として利用されてきた場所です。多面的な機能を持つ森林を保全し、北播磨北部地域らしい風景づくりを進める必要があります。
- 造成を伴う開発行為や建築物等の建築にあたっては、これらの身近な山を保全し、また、周囲の森林環境を保全するための緩衝帯として、また森林と新たな開発との景観的な調和を図るため、開発規模に応じた適切な規模の森林を保全してください。
- なお、残地する森林の配置は、山の頂部や尾根筋、連続した稜^{りょう}線、貴重な樹木や植生などに配慮して計画してください。

□ 「森林」の定義と考え方

「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいいます。（条例第2条第4項）

この場合、森林面積の算定対象となる森林は、原則として現に存する森林をいいます。

ただし、防災措置等やむを得ない理由で伐採を行った後、早急に植生を回復する措置がとられるものについては、森林として扱って差し支えありません。

□ 「良好な地域環境の形成に資すると認められる新たに造成することとなる森林」とは

やむを得ない理由により、伐採を行った後、植栽する場合の植栽の密度は、下記の基準を参考として行うものとします。

【環境の保全と創造に関する条例】

- ・ おおむね 10 m²あたり高木（成木時の樹高が3 m以上）が1 本以上
- ・ おおむね 20 m²あたり高木 1 本以上、その他の樹木が 20 本以上

【風致条例】

- ・ 10 m²あたり高木（成木時の樹高が 3.5m以上）が 1 本以上＋中木（成木時の樹高が 1.5m以上）が 2 本以上

田園の区域の運用指針

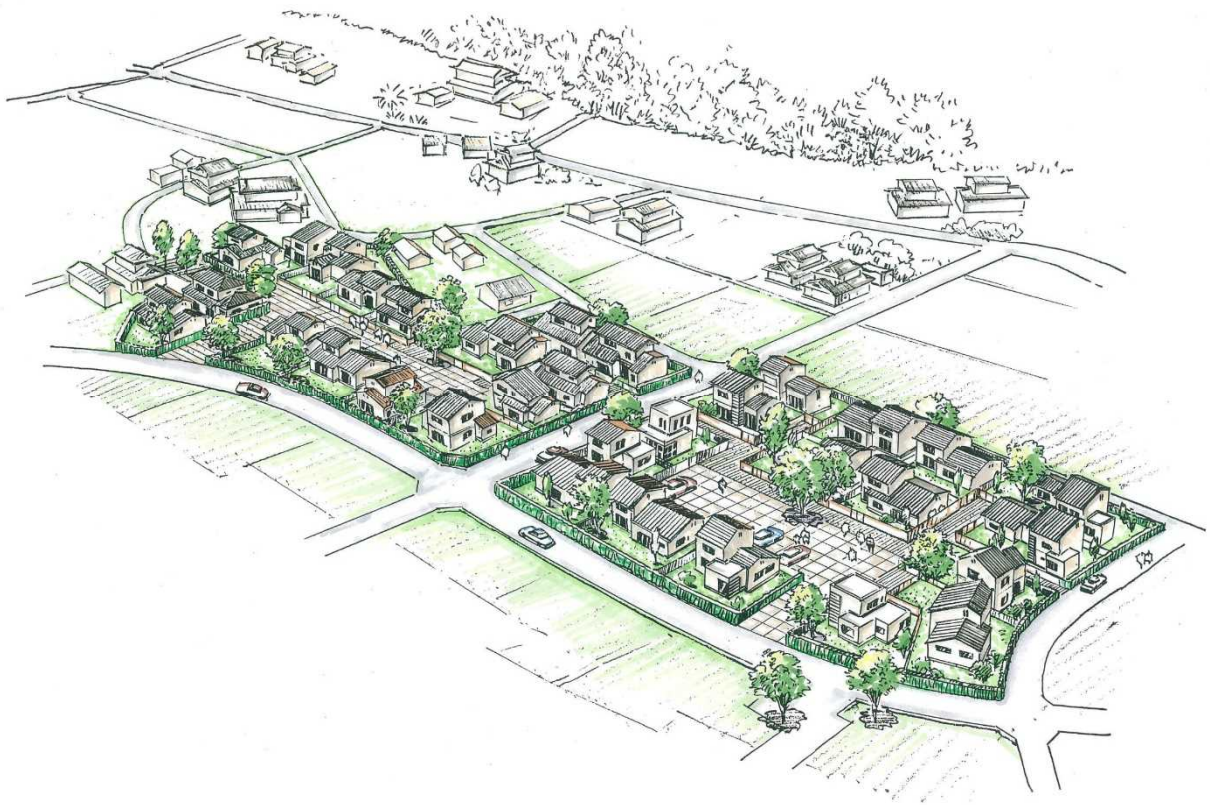
基本的な考え方

田園の区域は、現況の農地を主体とする集落等を含む区域又は山間に集落が形成されている区域であり、今後とも農業等の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、集落等が調和した田園としての地域環境の形成を図り、今後とも人々の生活の場として緑豊かな環境の形成を目指します。

この区域における開発にあたっては、開発・整備される建築物等を周辺の農地を中心とした「田園の景観」になじむものとし、農地、河川、集落、新たな開発などが調和した魅力ある田園の景観を形成することが大切です。

- 各宅地の庭、コモンスペースの緑により緑地を整備し、田園の景観になじませる
- コモンスペースのシンボリックな樹木がランドマークとなる
- 住宅と緑地が一体となって、背後の山並みへと連続した景観を目指す

田園の区域内の開発のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全の方法

樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 良好な地域環境を形成している樹林
- (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所

- 古木や巨樹、地域で愛着を持って守られている樹木やそれらを含む樹林地などは、農業やむらづくりと一体的に長い歴史の中で形作られてきたものであり、地域の営みの歴史を伝え、また田園景観に潤いを与えてくれる要素、いわば「地域の財産」として非常に重要です。
- 下に示すような樹林や樹木が開発区域内に含まれる場合には、その規模にかかわらず保全してください。
- また、これらの樹林地、樹木を開発区域内に含めないよう開発区域を設定することも重要です。

□「良好な地域環境を形成している樹林」とは

河畔林や段丘に伴う斜面林など、平地においてアクセントとなっている樹林のことをいいます。



河川の屈曲部の河畔林

□「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。

□「地域に親しまれている樹木」とは

ランドマークとなっている路傍の巨樹、集落内の辻にあるほこら祠のある樹木、季節の変化や歴史を感じさせる庭木などの樹木をいいます。



ランドマークとなっている路傍の巨樹

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されるなどの措置がとられた場合をいいます。



季節の変化を感じることができる庭木

イ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 「田園の区域」では、広がりのある田園の中に建築物等が立地するため、幹線道路や集落あるいは周辺農地から見たときに、田園景観と調和した景観を形作っていることが重要です。

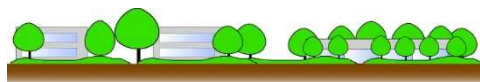
□ 「予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置」とは

開発区域の境界部や建築物の前面、道路や河川沿い、駐車場の周りなど、「際」とよばれる部分では、特に樹木等を用いた緑化修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、緑地や樹木の配置を工夫してください。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませる



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□ 「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように想定されます。

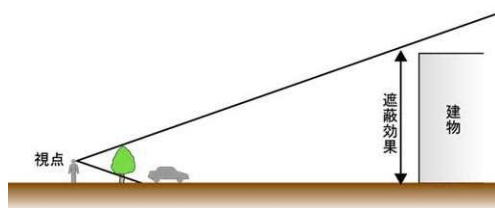
建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

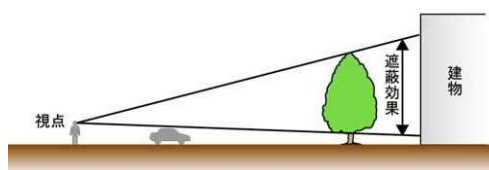
□ 「主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、道路、集落など主要な視点場からの景観を考慮した上で計画することが重要です。例えば、異質で無機質なコンクリートの建物がいきなり顔を見せることのないように前面に高木を配置したり、民家と駐車場の間に緩衝帯となるような緑地を配置したりするなど、緑地や樹木の配置を工夫してください。

例えば、視点と建物に一定の距離があれば近接している場合と比較して樹木が小さくても同様の効果があります。視点から近い（建物と一定の距離がある）樹木の方が、視点場から遠い（建物に近接している）樹木より、建物を見えにくくする効果が大きくなります。

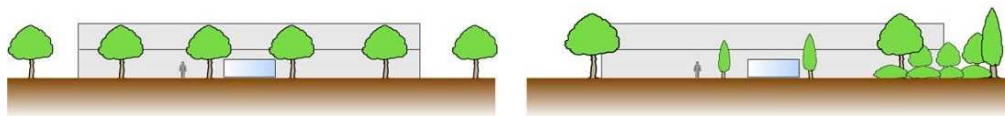


視点場に近い樹木の遮蔽効果



建物に近接した樹木の遮蔽効果

また、建築物の形態によっては、敷地境界（道路等の視点場）から一定の距離があれば、周囲を中低木で囲うよりも、高木を適切に配置したり、一部に中低木によるまとまった緑地を配置し部分的に高木を配置したりの方が景観形成上効果的な場合があります。



中高木による列植

まとまった緑地の配置

□「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、その周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、おおむね 200 m²を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合が 1：2 以内の整形に近いものとします。

→p35「宅地分譲の緑地の取り扱い」「宅地分譲の周辺緑地の取り扱い」参照

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

●道路から見た時に、建築物等を違和感なく背景の景観になじませて美しい街路景観を形成するために、樹木を列植するなど道路沿道の緑化は不可欠です。

●また、河川と開発区域が隣接している場合には、樹木を列植することなどにより、河川景観及び河川環境へ配慮してください。

●なお、既に街路樹が整備されている場合や河畔林などの樹林が保全されている場合にあつては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。

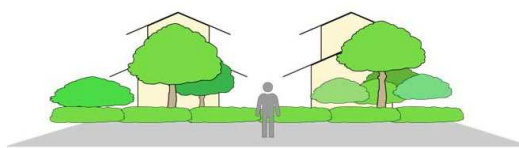
□対象となる「主要な道路」及び「河川」

開発区域への進入路となる道路、開発区域内の主要な道路、開発区域周辺から最も目につきやすい道路を指します。

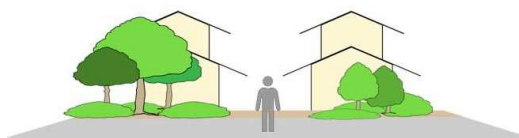
また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。



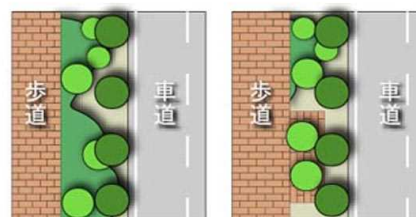
(土地・レベル差の活用)



(生垣+α)



(変化がある植栽)



(道路・歩道側の空間を豊かにする)

緑地・植栽の質

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。

- 樹木等を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の田園環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。

□ 「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、集落内や周辺の民家の庭など、開発区域周辺で植えられている樹木の多くがこれにあたります。

北播磨北部地域では、常緑樹ではクロマツ、モミ、タラヨウ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、カイヅカイブキなど、落葉樹ではケヤキ、モミジ、カキなど、花の咲くものとしてウメ、ツバキ、アジサイなどがおおむね共通する庭木として観察されます。

開発区域周辺で植えられている樹木を参考としたり、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。



播磨型民家の前庭には手入れの行き届いたクロマツ、アラカシ、イヌツゲ等が植えられている。
(西脇市中畑)



白塗りの塀ごしによく手入れされたクロマツ、イヌマキ、アラカシなどが見える。手前は菜園畑となっている。(多可町加美区多田)



塀ではなく生垣となっている場合も多い。
(多可町加美区豊部)



タラヨウの高木がランドマークとなっている。
(西脇市中畑)

緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。

- 開発区域内に植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

ウ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

土地の造成

開発区域が優れた景観を形成している棚田等に隣接する場合にあっては、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。

- 遠方からみた場合に大きく景観が変わってしまうような大規模な地形の改変は周囲の農地等との景観的な調和を大きく乱すことになるので、最小限の造成にとどめるよう工夫してください。
- 特に、棚田や石積み、河岸段丘などの特徴的な景観要素がある場合には、それらとの連続性に配慮が必要です。

法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行ってください。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行ってください。

□ 「傾斜度 15 度以上」とは

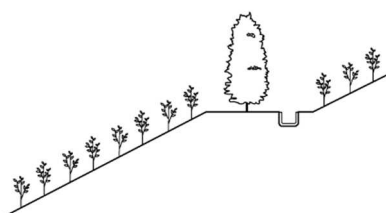
水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生ずる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15 度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30 度以上になると視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

□ 「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

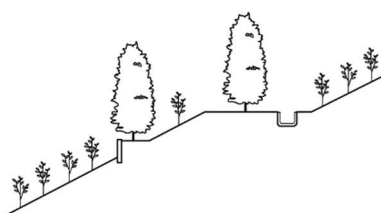
法面緑化は、芝吹き付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

法面苗木植栽と小段中木植栽



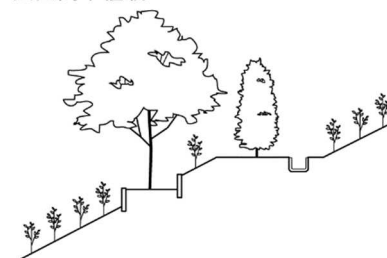
- ・ 苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・ 小段には、中木 (H=1.8) の植栽が可能

法面中木植栽



- ・ 法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・ 上下そだ棚等による保護を必要とする

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげる必要があります。

□「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

景観上の視点からとらえた工作物であつて、表面に現れないものや小規模なものは除きます。

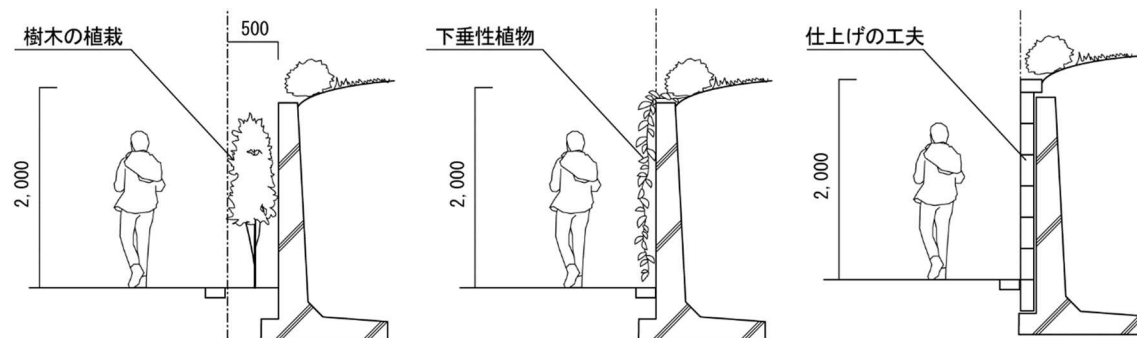
擁壁にあつては地上高さ2m以上のもの、排水施設にあつては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景してください。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。

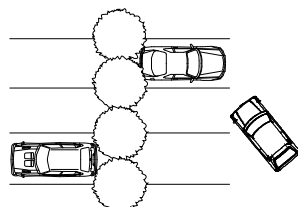


- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けることが必要です。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、ある程度見通しを確保し、見通した先の景観にも配慮したり、本来の機能を阻害しない範囲で駐車場内部に植栽することも周辺の景観との調和の上で有効な方法です。
- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

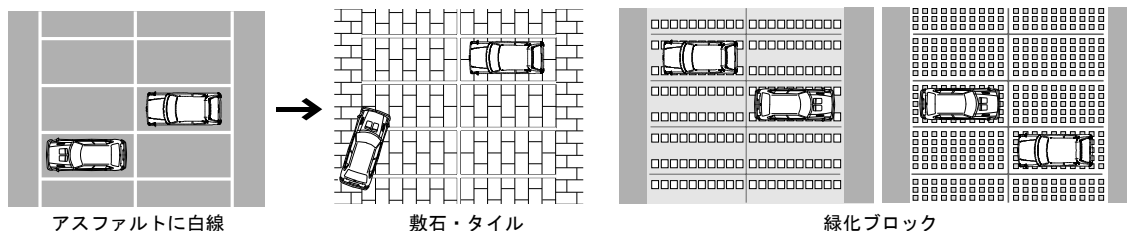
<周囲に植栽帯を設ける>



<駐車場内部に植栽を行う>



<床面の工夫>



アスファルトに白線

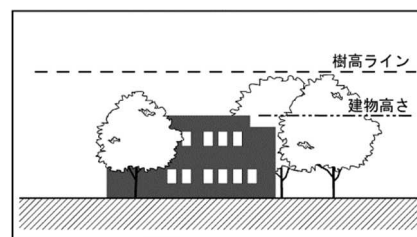
敷石・タイル

緑化ブロック

建築物等の形態

大規模な予定建築物等にあつては、開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。

- 田園の区域の建物は2～3階建て、おおむね高さ6～9mに収まり、周辺の樹林等と調和しています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで背景の山並みや周辺の緑から突出せず、集落のまとまりに調和しています。
- 大規模な予定建築物等であっても、高さや規模を抑えることで、このまとまりに調和する必要があります。



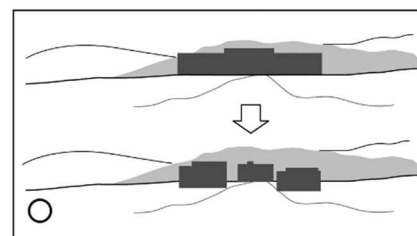
周辺の樹林から突出しない

□ 「開発区域周辺の樹林等から著しく突出しない」とは

主要な道路、集落等から見たときに建築物等が背景の山並みや周辺の樹林から突出した印象とならないよう、建築物の高さを周辺の樹林と調和したものとするなどの工夫をしてください。

大規模な壁面が生ずる場合には、建物を分棟や分節したり、周囲に高木を植栽するなど、周辺の景観と調和するよう配慮してください。

また、「緑地の配置」等の基準と考え合わせながら、緑地と建築物等が調和した景観となるよう工夫してください。



大規模な壁面を造らない

エ 保全すべき森林又は緑地の面積

緑地の確保

次に掲げる緑地が開発区域内に確保されること。

- (1) 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあつては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地
- (2) 屋外運動競技場及び周辺からみて景観上支障がない箇所を除き、開発区域の境界に沿って、原則として、次の表に掲げる幅員以上の緑地（予定建築物等に応じた相当の緑量を有する樹木が適切に配置されるなど周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合又は予定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合は、この限りでない。）

開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員
5.0ヘクタール以上	5メートル
1.0ヘクタール以上 5.0ヘクタール未満	4メートル
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル
0.3ヘクタール未満	2メートル

- 新たな開発は、広がりのある田園の中に位置するため、幹線道路や集落あるいは周辺農地など、多方面から眺められ、目立つ存在となります。田園と新たな開発との景観的な調和を図るため、また、周囲の田園環境を保全するための緩衝帯として、適切な規模の緑地を確保してください。
- 保全した樹林地や樹木、法面や擁壁の緑化、周辺緑地帯など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積の20%以上である必要があります。

□「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、「樹林地」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□緑地面積の算定方法について

樹木の植栽が行われる場合にあつては、植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5 m未満	3.8 m ²
2.5 m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

※ 中高木（成木時の樹高が概ね3 m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

□宅地分譲の緑地の取り扱いについて

宅地分譲に係る開発行為の場合にあつては、宅地面積が 150 ㎡以上の場合、一宅地内における住宅、駐車場、物置等の非緑化面積を 120 ㎡として想定し、宅地内緑地面積＝宅地面積－120 ㎡として算定できるものとしします。

- 「周辺緑地帯」は、開発区域の境界に沿ったその内側に、出入口等を除いて配置する必要があります。周辺からみて開発区域が、緑の中に「見え隠れ」する景観が形成されるよう緑地を配置してください。

140 ㎡	140 ㎡	A 190 ㎡	B 190 ㎡
140 ㎡	140 ㎡	C 170 ㎡	D 230 ㎡
この場合の宅地内緑地は A (190 ㎡－120 ㎡)＝70 ㎡ B (190 ㎡－120 ㎡)＝70 ㎡ C (170 ㎡－120 ㎡)＝50 ㎡ D (230 ㎡－120 ㎡)＝110 ㎡			
計			300 ㎡ となる

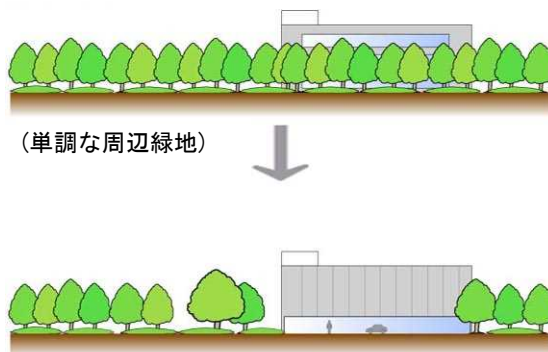
□「周辺緑地帯」とは

周辺緑地帯は樹木に加え竹や芝等を適切な割合で植栽してください。幅員の下限の 2m についても中木程度の植栽が可能な幅として定めたものです。

ただし、通常の入りに相当する箇所や、集会施設、商業施設等で多方向からの人、車の出入りに備える必要があり、道路に面する部分の相当箇所について緑地帯の設置が困難な場合、隣接農地への日影に配慮する必要があり樹木の植栽が困難な場合にまで、樹木の存在を求めるものではありません。

□周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合

緑地帯として連続的に設けることができない箇所などにおいては、高木を点的に配置したり、一部に集中して緑地を配置したりする場合、また、優れた造園手法により樹木以外の修景を行うなどの方法を講じるにより緑地帯に代えることができるものとしします。



□予定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合

予定建築物等が民家風であるなど、その形態や意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合には、周辺緑地帯を設けることを求めるものではありません。このような場合には、建築物を緑で遮蔽するだけでなく、緑で演出するような工夫も望まれます。

□宅地分譲の周辺緑地の取り扱いについて

宅地分譲に係る開発行為にあつては、管理上の問題、負担能力等を考慮し一定規模未満のものについて、宅地（敷地）内緑地が将来確保されるに足るだけの宅地の規模及び形状が担保されるものであれば、この宅地内緑地を周辺緑地と同等の効果を持つものと見なします。

なお、この規定適用にあつては、次の条件のすべてに該当することが必要です。

- 開発区域内に現況森林が存在しないこと
- 開発区域境界に隣接若しくは、近接する宅地の面積が 200 ㎡以上であること
- 建築協定、分譲契約等において、壁面後退線、建ぺい率、容積率、空地の緑化、生け垣の義務づけ等、将来、宅地内の緑地が確保される措置が定められていること



まちの区域の運用指針

基本的な考え方

まちの区域は、都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を目指しています。

この区域における開発にあたっては、開発・整備される建築物等を市街地環境の向上に貢献するものとし、都市的魅力と快適な市街地環境を形成すると共に、まちの景観にふさわしい緑化を進めることが大切です。

- 優れた樹木及び貴重な植生の保全
- にぎわいを演出する緑化
- 河の景観を意識した緑化
- 駐車場など適切な箇所の緑化

まちの区域内の開発のイメージ



ア 優れた景観の構成要素の保全の方法

樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 良好な地域環境を形成している樹林
- (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所

- 「まちの区域」においても、歴史を感じる古木や巨樹、地域で愛着を持って守られている樹木やそれらを含む樹林地などが数多くあります。これらは、長い歴史の中で形作られてきたものであり、町の成り立ちを知る上でも、また市街地の中において潤いを与えてくれる身近な自然として非常に重要です。
- 下に示すような樹林や樹木が開発区域内に含まれる場合には、その規模にかかわらず保全するよう努めてください。
- また、これらの樹林地、樹木を開発区域内に含めないよう開発区域を設定することも重要です。

□ 「良好な地域環境を形成している樹林」とは

社寺林や河畔林など、街の中においてアクセントとなっている樹林のことをいいます。

□ 「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。

□ 「地域に親しまれている樹木」とは

ランドマークとなっている路傍の巨樹、辻にあるほこら祠のある樹木、季節の変化や歴史を感じさせる庭木などの樹木をいいます。

□ 「改変が軽微」とは

樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されるなどの措置がとられた場合をいいます。



鎮守の森の巨樹



住民参加によって作られた公園の緑



季節の変化を感じることができる庭木

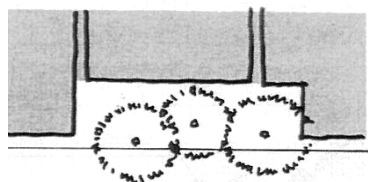
イ 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

建築物と緑地

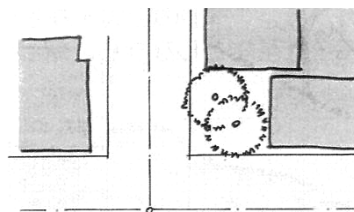
開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木の適切な配置に努めること。
- (2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状の適切な計画に努めること。

- 道路沿いや隣接敷地などにおける「ひき」のスペースを生かして、高木を植栽することにより、美しい町並み景観の形成につながります。
- 樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、道路、集落など主要な視点場からの景観を考慮し、次のようなまちなみづくりの上で重要な箇所では、建築物等の高さや規模とバランスのとれた緑量の樹木を配置するよう工夫してください。
 - まちかどなど周辺から見通せる場所
 - 道路沿いなど歩行者が通行する場所
 - 駐車場など広い平面となる場所



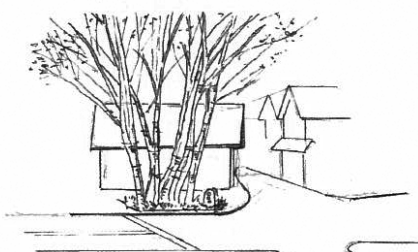
道沿いの「ひき」のスペースを生かす



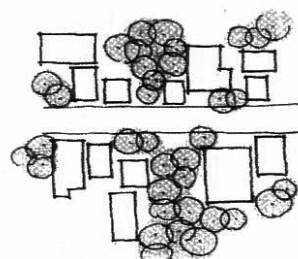
辻の一面を利用する



駐車場を彩る植栽



町かどの景観木



建物と建物のすき間に緑地を入れていくことで、面的な広がり分割していく

□「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、その周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状の計画に努めてください。

宅地の規模は、おおむね 150 m²を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きの割合が 1 : 2 以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 道路から見た時に、建築物等を違和感なく背景の景観になじませて、美しい街路景観を形成するために道路沿道の緑化が有効な手段です。
- また、河川と開発区域が隣接している場合には、樹木を列植することなどにより、河川景観及び河川環境へ配慮してください。
- なお、既に街路樹が整備されている場合や河畔林などの樹林が保全されている場合にあつては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。

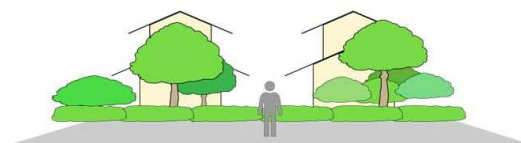
□対象となる「主要な道路」及び「河川」

開発区域への進入路となる道路、開発区域内の主要な道路、開発区域周辺から最も目につきやすい道路を指します。

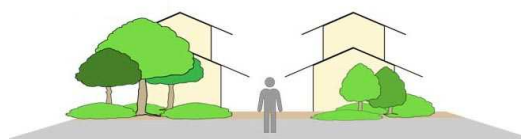
また、対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川とします。



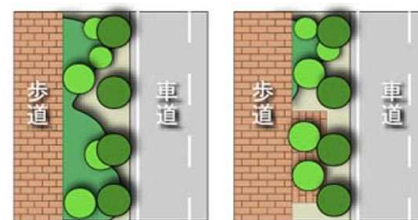
(土地・レベル差の活用)



(生垣+α)



(変化がある植栽)



(道路・歩道側の空間を豊かにする)

緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されるよう努めること。

- 開発区域内に植栽した樹木や緑地が適切に維持管理されるよう努めてください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。

ウ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

法面の緑化

開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、適切な方法で樹木を配置した緑化修景に努めること。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景に努めてください。

□「傾斜度15度以上」とは

水平面と法面のなす角度が15度以上の場合をいいます。一般に生ずる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に15度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30度以上になると視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため15度以上のものについて配慮を求めるものです。

□「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努めること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することなどにより、その影響を和らげるよう努めて下さい。

□「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

景観上の視点からとらえた工作物であつて、表面に現れないものや小規模なものは除きます。

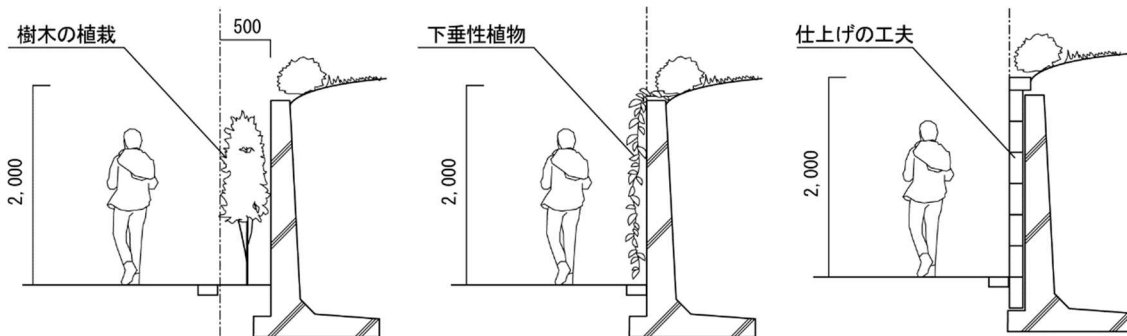
擁壁にあつては地上高さ2m以上のもの、排水施設にあつては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□「周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景」とは

コンクリート擁壁を用いる場合は、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、コンクリート構造物前面への植樹（植樹が困難な場合はコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽等）などで緑化修景に努めてください。

各種の緑化ブロック等を積み上げたり緑化フェンスを設置するなど、擁壁面を植栽空間として低木、草木、ツル植物を植栽することも有効な方法の一つです。

また、自然石を使用したり、自然石に準じた化粧張りをするなど、擁壁の仕上げを工夫することも有効な方法です。

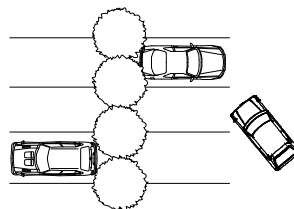


- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けるよう努めてください。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、ある程度見通しを確保し、見通した先の景観にも配慮したり、本来の機能を阻害しない範囲で駐車場内部に植栽することも周辺の景観との調和の上で有効な方法です。
- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

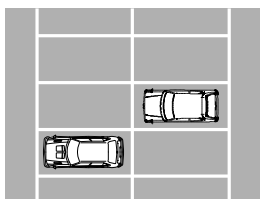
<周囲に植栽帯を設ける>



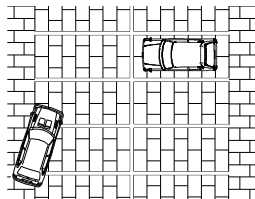
<駐車場内部に植栽を行う>



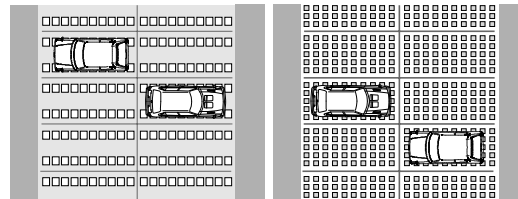
<床面の工夫>



アスファルトに白線



敷石・タイル



緑化ブロック

エ 保全すべき森林又は緑地の面積

緑地の確保

開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあつては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、10パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されるよう努めること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。

- 届出の対象となる1,000㎡以上の開発は、街の中にあつては比較的大規模な開発であり、市街地環境や町並みに与える影響は大きいものがあります。潤いのある良好な市街地環境とするために、道路沿いや河川沿いなどの適切な箇所に樹木を配置するよう工夫をしてください。
- シンボルツリーや駐車場の緑化、保全した樹林地や樹木など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積の10%以上となるよう努めてください。
- また、開発区域の面積が3,000㎡未満の場合には、まちかどなど周辺から見通せる場所、道路沿いなど歩行者が通行する場所、駐車場など広い平面となる場所など、適切な箇所に2本以上の高木を配置するよう努めてください。

□「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、「樹林地」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□緑地面積の算定方法について

植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 ㎡
2.5m以上 4 m未満	8.0 ㎡
4 m以上	13.8 ㎡

※ 中高木（成木時の樹高が概ね3m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

基本的な考え方

北播磨北部地域には、美しい棚田や播磨型民家など、歴史・文化資源と、集落、農地（棚田）、河川、里山等が調和した地域の風土を象徴する場所が数多くあります。近年では、地域活動や都市との交流により地域環境の保全に対する積極的な取組もさかんに行われてきており、そういった取り組みを通じて、地域の風土を象徴する環境を将来にわたって保全することを目指します。

風土を守る区域の指定地区

多可町加美区^{いさりがみ}岩座神地区：景観形成地区、景観形成等住民協定地区（景観形成等に関する条例）

多可町加美区^{はさかい}箸荷地区：景観形成等住民協定地区（景観形成等に関する条例）

風土を守る区域の開発のイメージ

この区域における開発にあたっては、地域の風土を象徴する棚田や里山、集落、樹林地や樹木などが調和した魅力ある環境を維持できるよう、周辺の景観になじむものとするのが重要です。

- 棚田や里山、集落との調和
- 在来種による植栽、伝統的な緑化手法の継承
- 既存の樹林、樹木、社寺等の樹林地の保全



ア. 優れた景観の構成要素の保全の方法

地形、森林、樹木等の保全

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で地域の風土を象徴する景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所
- (2) 連続した稜^{りょう}線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所
- (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所
- (4) 良好な地域環境を形成している樹林
- (5) 地域に親しまれている樹木が存する箇所
- (6) 棚田、一団のまとまりのある農地など、優れた景観の構成要素となっている箇所

- 歴史を感じる古木や巨樹、地域で愛着を持って守られている樹木やそれらを含む樹林地などは、長い歴史の中で形作られてきたものであり、集落の成り立ちや古人の知恵を知る上でも、また、潤いを与えてくれる身近な自然として非常に重要です。
- 風土を象徴する景観を構成する最も重要な要素である古木や巨樹などが開発区域内に含まれる場合には、その規模にかかわらず保全して下さい。また、これらの樹林地、樹木を開発区域内に含めないよう開発区域を設定することも重要です。
- また、改変の程度が当該地域の山並みの輪郭線を乱さず、遠望した場合に改変の有無がほとんど目に付かない場合には、この限りではありません。

□「良好な地域環境を形成している樹林」とは

河畔林や段丘に伴う斜面林など、平地においてアクセントとなっている樹林のことをいいます。

□「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所のほか、当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生についても保全する必要があります。

□「地域に親しまれている樹木」とは

ランドマークとなっている路傍の巨樹、集落内の辻にある^{ほこら}祠のある樹木、季節の変化や歴史を感じさせる庭木などの樹木をいいます。

□「改変が軽微で景観の形成に支障がない場合」とは

樹林地の外観が維持されたり、樹木が適切に移植されたりするなどの措置がとられた場合をいいます。



集落内を流れる谷川と川沿いの樹林地



ランドマークとなっているサクラの巨樹



地域の風土を象徴する棚田

イ. 森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法

森林と建築物

開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 現況森林の区域において建築される建築物等は、主要な道路や集落などから見たときに、風土を象徴する景観の背景としての森林と調和していることが重要です。建築物と樹木が一体となって美しい景観となるよう、建築物の前面には樹木を用いた緑化修景を工夫してください。

□ 「現況森林」とは

「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいいます。（条例第2条第4項）

□ 「予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置」とは

開発区域と周辺の森林の境界付近、森林と建築物との間、建築物と道路などとの境界付近、いわゆる“^{きわ}際”とよばれる部分では、特に緑による修景が重要です。周辺からみて新たに建築された建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、樹木の配置を工夫して下さい。

□ 「大規模な予定建築物等」とは

おおむね以下のように想定されます。

建築物：高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物：高さが15m（建築物と一体となって設置される場合は、その高さが10mを超えかつ建築物の高さとの合計が15m）を超えるもの又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの

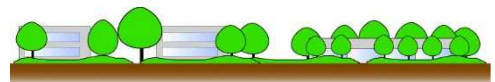
□ 「主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置」とは

大規模な建築物等は遠方からも目立つ存在となるため、敷地近辺のみならず、幹線道路や集落など、遠い視点場からの見え方などにも留意して、建築物等が緑の中に「見え隠れ」する景観となるよう、高木を中心とした樹木を建物の前面に配置して下さい。

その際には、高木、中木、低木を織り交ぜて植栽したり、シンボリックな緑地を配置したりすることで、変化のある景観となるよう配慮してください。



調和、形をやわらげる 背景の緑になじませる



融合、長大な建物のイメージを緩和させる

□ 「森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

現況森林の区域における宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、森林を残地することが可能若しくはその周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

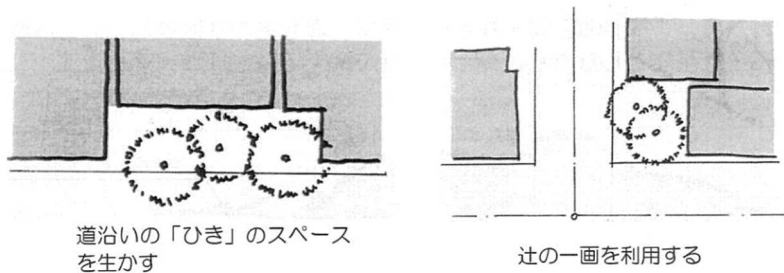
宅地の規模は、宅地造成後分譲の場合はおおむね200㎡、現状有姿分譲でおおむね400㎡を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きとの割合が1:2以内の整形に近いものとします。

建築物と緑地

開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。
- (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。
- (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。

- 集落内部などでは、道路沿いや隣接敷地などにおける「ひき」のスペースを生かして、高木を植栽することにより、美しい町並み景観の形成につながります。
- 樹木の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、道路、集落など主要な視点場からの景観を考慮し、次のようなまちなみづくりの上で重要な箇所では、建築物等の高さや規模とバランスのとれた緑量の樹木を配置するよう工夫してください。
 - 集落内の辻など周辺から見通せる場所
 - 道路沿いなど歩行者が通行する場所
 - 駐車場など広い平面となる場所



□「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画」とは

宅地分譲を目的とした開発の場合には、住宅が建設された後、その周辺の緑化が可能な庭が確保されるよう、規模、形状が計画される必要があります。

宅地の規模は、おおむね 200 m²を標準とし、宅地の形状は、建築後その周囲に緑化が可能となるよう、間口と奥行きの割合が 1 : 2 以内の整形に近いものとします。

道路沿い及び河川沿いの植栽

開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。

- (1) 主要な道路の沿道
- (2) 河川と開発区域との境界部

- 開発区域への進入路となる道路、開発区域内の主要な道路、開発区域周辺から最も目につきやすい道路の沿道では、樹木を植栽することにより、緑豊かな景観が形成されるようにしてください。なお、既に街路樹が整備されている場合などにあつては、それらとの調和を優先させるものとし、追加的な緑化が不要となる場合があります。
- また、河川と開発区域が隣接している場合には、樹木を列植することなどにより、河川景観及び河川環境へ配慮してください。

緑地・植栽の質及び緑化の手法

開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されるとともに、地域の伝統的な緑化手法に配慮されること。

- 民家の前庭などでは、地域の気候風土にかなった樹種の選定と植栽方法がとられています。そういった伝統的な緑や緑化手法・技術は、今後とも継承すべき北播磨北部地域の資源です。
- 樹木等を植栽するときは、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、地域の風土を象徴する環境と調和した緑化が図られることが重要です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育むことに役立つとともに、周辺の景観になじみやすいものでもあります。

□「地域に適合した多様な在来種」とは

地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種であり、集落内や周辺の民家の庭など、開発区域周辺で植えられている樹木の多くがこれにあたります。

北播磨北部地域では、常緑樹ではクロマツ、モミ、タラヨウ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、カイヅカイブキなど、落葉樹ではケヤキ、モミジ、カキなど、花の咲くものとしてウメ、ツバキ、アジサイなどがおおむね共通する庭木として観察されます。

開発区域周辺で植えられている樹木を参考としたり、巻末の候補樹木リストを参照するなどして、地域に適合した多様な在来種を選定するようにしてください。

□「地域の伝統的な緑化手法」とは

地勢や立地条件によって異なるものの、母屋の縁に面した南に庭が位置することが多く、庭中門付近の見越松や南東隅の景観木などの形で中高木が植栽され、灌木による生垣などで敷地外と仕切るのが北播磨北部地域において典型的に見られる緑化手法です。

開発区域周辺の民家の庭を参考とするなど、地域の風土を象徴する環境と調和した緑化となるよう工夫してください。



播磨型民家の前庭には手入れの行き届いたクロマツ、アラカシ、イヌツゲ等が植えられている。
(多可町加美区岩座神^{いさりがみ})



イチヨウとクロマツの高木がランドマークとなっている。
(多可町加美区箸荷^{はざかい})

森林、緑地等の維持管理

開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。

- 開発区域内に植栽した樹木や緑地を適切に維持管理してください。適切な維持管理は、倒木等の災害を防ぐことにもつながります。また、樹木等が枯死した場合には、速やかに植え直してください。

ウ. 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法

土地の造成

原則として、地形の変更が行われないこと。やむを得ず変更する場合にあっては、変更後の地形が周辺の景観と調和するよう適切に計画されること。

- 造成を行わず、現況の地形の変更が行われないことを原則とします。特に、棚田等の石垣は、美しく特徴的な景観を形成する重要な要素の一つであり、その保全に対しては特に配慮してください。
- やむを得ず造成する場合には、棚田や石積、河岸段丘などの特徴的な景観要素との連続性に配慮するなど、現況地形を生かすよう工夫してください。

のり 法面の緑化

開発行為によって生じることとなる^{のり}法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のもの^{のり}にあっては、原則として、適切な方法で樹木を配置した緑化修景が行われること。

- 開発行為によって生じることとなる法面は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、緑化することにより、その影響を和らげる必要があります。法面安定上支障のない範囲で、樹木の植栽により緑化修景を行って下さい。
- 法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段を設け植栽を行って下さい。

□「傾斜度 15 度以上」とは

水平面と法面のなす角度が 15 度以上の場合をいいます。一般に生ずる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に 15 度未満の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であるが、15 度以上からは視覚的に垂直な面として感じさせ始め、30 度以上になるとは視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。このため 15 度以上のものについて配慮を求めるものです。

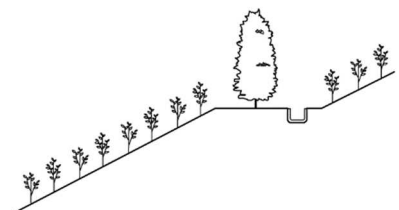
□「適切な手法で樹木を配置した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹き付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失うなど景観上必ずしも好ましいものとはいえません。このことから、原則として、樹木の植栽を行うこととし、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

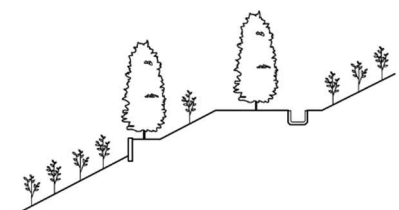
法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

法面苗木植栽と小段中木植栽



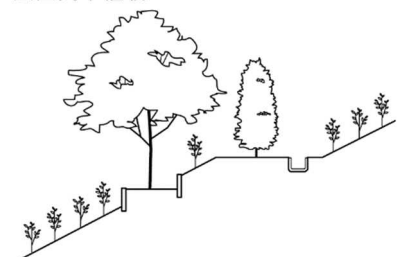
- ・苗木植栽においては、植鉢保護を必要としない
- ・小段には、中木(H=1.8)の植栽が可能

法面中木植栽



- ・法面保護及び植鉢保護としてそだ棚等を必要とする

法面高木植栽



- ・上下そだ棚等による保護を必要とする

□「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

擁壁等の緑化修景

擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げが行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。
- (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。

- 開発行為によって生じることとなる擁壁は、一般に、眺望景観に大きな影響を与えるため、その影響を和らげる必要があります。

□「開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

景観上の視点からとらえた工作物であって、表面に現れないものや小規模なものは除きます。

擁壁にあっては地上高さ2m以上のもの、排水施設にあっては洪水調整池（堤体の部分を除く）について、周辺から容易に望見し得るものは、緑化修景を行うものとします。

□「周辺の景観と調和した仕上げ」とは

棚田等の石垣は、美しく特徴的な景観を形成する重要な要素の一つであり、新たに擁壁を築造する場合は、自然石（なるべく地場産の石材）を使用し、伝統的な積み方（野面積み）にも配慮してください。

やむを得ず人工素材を使用する場合等は、材質感、色彩を工夫し、周辺景観、土壌に調和させるようにしてください。



自然石による擁壁の事例

- 駐車場や屋外運動競技場等が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けることが必要です。また、植栽帯による完全な遮蔽ではなく、ある程度見通しを確保し、見通した先の景観にも配慮したり、本来の機能を阻害しない範囲で駐車場内部に植栽することも周辺の景観との調和の上で有効な方法です。
- あわせて駐車場の舗装に緑化ブロック等を使用するなど、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化を工夫することが望まれます。

建築物等の形態、意匠等

予定建築物等にあつては、周囲の建築物から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められるとともに、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。

- 風土を守る区域の建物はおおむね 2 階建て、高さ 6m に収まり、周辺の樹林等と調和しています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで棚田や背景の山並みや周辺の緑から突出せず、集落のまとまりに調和しています。予定建築物等は、このまとまりに調和する必要があります。
- なお、景観の形成等に関する条例に基づく景観形成基準、景観ガイドライン及び住民協定による基準に基づき、周辺の景観と調和したものとしてください。

□ (参考) 「加美町岩座神地区 景観形成基準」

建築物の形態	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、主要な視点場からの意匠に配慮する。
	屋根	・こう配屋根を原則とし、仕上げは伝統的な材料を使用するよう努める。 ・基調となる色は、黒又は灰色、暗かつ色とする。 色相：10R～10G Y、無彩色 明度：4以下 彩度：2以下 ただし、伝統的材料のうち自然素材の場合は、この限りではない。
	外壁	・外壁は、しっくいや羽目板張り等の伝統的な材料の使用、形態に努める。 ・基調となる色は、灰色、茶系の落ち着いた色とする。 色相：5 Y R～5 Y、無彩色 明度：6.5以下 彩度：4以下 ただし、自然素材、白しっくい、黒しっくい等の場合は、この限りではない。
	建具	・木製、又は木製以外は茶かつ色系統の色彩とする。
	建築設備	・空調機等を設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ず、これらが周囲から見える場所に設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。

□ (参考) 「加美町箸荷地区 むらづくり協定 景観形成基準」

建築物の形態	高さ	・既存農家の家屋程度の大きさを維持し、景観上突出しないよう努める。 ・余裕のある敷地を確保し、建ぺい率等にゆとりを持たせるよう努める。 ・階数は2階以下とする。 ・やむを得ず3階以上とする場合は、意匠に配慮し、周囲の景観の連続を守るよう努める。
	屋根	・原則として傾斜屋根とする。 ・仕上げは、和瓦等の伝統的な材料を使用するよう努める。
	外壁	・漆喰や羽目板張り等の伝統的な材料の使用、意匠、形態に努める。 ・納屋や倉庫等外壁面は、単調とならないよう意匠、形態等を工夫し、周囲の景観との連続性に配慮する。
	建築設備	・空調機等を設置する場合は、周囲から見えない位置に設置する。やむを得ず、これらが周囲から見える場所に設置する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しをする。
	材料・色彩	・光沢のある人工材料の使用を避ける。 ・建物各部位や外構等の基調となる色彩は、灰色又は黒、褐色及び茶色の落ち着いた色彩とし、周囲と連続した美しい景観に配慮する。 ・ただし屋根については、明度を下げた無彩色調とする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、意匠を工夫したり、高さを抑えるなど、閉鎖的にならないよう配慮する。

エ. 保全すべき森林又は緑地の面積

森林の保全

開発区域内に現況森林が存在する場合にあっては、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。

開発区域内に存在する 現況森林の面積	森林の面積の割合
5.0 ヘクタール以上	50 パーセント
1.0 ヘクタール以上 5.0 ヘクタール未満	40 パーセント
1.0 ヘクタール未満	30 パーセント

- 現況森林の区域における造成を伴う開発行為や建築物等の建築にあたっては、風土を象徴する景観の背景としての山を保全し、また、周囲の森林環境を保全するための緩衝帯として、森林と新たな開発との景観的な調和を図るため、適切な規模の森林を保全してください。

□ 「開発区域内に現況森林が存在する場合」とは

開発区域内に森林を含む開発行為を対象とした規定です。また、本規定は、「緑地の確保」の規定を解除するものではありません。森林を含む開発行為にあっては、「森林の保全」、「緑地の確保」の双方の規定を満たす必要があります。

□ 「森林」の定義と考え方

「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいいます。（条例第2条第4項）

この場合、森林面積の算定対象となる森林は、原則として現に存する森林をいいます。

ただし、防災措置等やむを得ない理由で伐採を行った後、早急に植生を回復する措置がとられるものについては、森林として扱って差し支えありません。

□ 「良好な地域環境の形成に資すると認められる新たに造成することとなる森林」とは

やむを得ない理由により、伐採を行った後、植栽する場合の植栽の密度は、下記の基準を参考として行うものとします。

【環境の保全と創造に関する条例】

- ・ おおむね 10 m²あたり高木（成木時の樹高が 3 m 以上）が 1 本以上
- ・ おおむね 20 m²あたり高木 1 本以上、その他の樹木が 20 本以上

【風致条例】

- ・ 10 m²あたり高木（成木時の樹高が 3.5m 以上）が 1 本以上 + 中木（成木時の樹高が 1.5m 以上）が 2 本以上

緑地の確保

開発区域の面積（現況森林の面積を除く。また、開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。

- 「風土を守る区域」は、現況森林のうち山裾の部分と棚田などの農地が一体となり、良好な景観が形成されている区域です。
- 対象となる 1,000 m²以上の開発は、このような地区にあっては比較的大規模な開発であり、周辺の景観に与える影響は大きいものがあります。風土を象徴する景観と新たな開発との景観的な調和を図るため適切な規模の緑地を確保してください。
- 保全した樹林地や樹木、法面や擁壁の緑化など、すべての緑地の面積の合計が開発区域の面積（現況森林の部分を除く）の 20%以上である必要があります。

□ 「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、「樹林地」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により視覚的な緑があることが、判断の目安となります。ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

□ 緑地面積の算定方法について

樹木の植栽が行われる場合にあっては、植栽される樹木の成木時の樹冠の水平投影面積を緑地として算定するものとします。

また、全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路のほか、緑化ブロック等により舗装された駐車場についても、緑地として算定して差し支えありません。

なお、原則として、屋上緑化については周囲から緑化部分が視認できるもの、壁面緑化については植栽基盤を壁面に直接設置するものに限り、その鉛直投影面積を緑地として算定できるものとします。

植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1 m以上 2.5m未満	3.8 m ²
2.5m以上 4 m未満	8.0 m ²
4 m以上	13.8 m ²

※ 中高木（成木時の樹高が概ね3 m以上となる樹木）については、植栽時の樹高に応じた「みなし樹冠」の面積（上表参照）を緑地面積として採用できるものとします。

その他の留意事項

建築物等の色

緑条例では、新たな開発行為を地域環境に調和したものとするため、主に森林・緑地の保全と確保、緑化修景の観点から誘導を行うしくみとなっています。建築される建築物等については、保全あるいは確保される緑と調和した規模・形態・意匠となることを求めています。建築物等の色彩については、建物用途や目指すイメージの違い、企業のコーポレートカラーなど様々な要因があり客観的基準化になじみにくいことから、環境形成基準及び運用指針には明確に定められていません。

しかしながら、地域に調和した景観形成の観点からは色彩は重要な要素であり、地域環境に調和した魅力的な開発とするため、次のような配慮をお願いします。

[色彩への配慮]

- 原色系の彩度の高い色は避ける
(やむを得ない場合は、ポイントカラーにとどめ、ベースカラーには使用しない)
- 森林・緑地などの自然環境と調和する色彩とする
- 退色、剥離、さびなどを放置せず適切に管理する

[参考：兵庫県 景観の形成等に関する条例 大規模建築物等景観基準の外壁色彩基準]

使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4（区域によっては6）以下
- (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。

緑化に関する協定の締結の推進

宅地分譲などの開発地においては、緑条例による事業者と知事との協定の締結とあわせて、入居者や周辺住民による緑地協定（都市緑地法に基づく）や任意の協定の締結を積極的に進めるなど、良好な市街地環境の形成や地域全体のまちづくりへの配慮をお願いします。

屋外広告物等

緑条例の対象区域では、別途、屋外広告物条例に基づく地域指定がされており、同条例に基づく行為制限がなされていますので、所要の手続きを行ってください。

4 住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

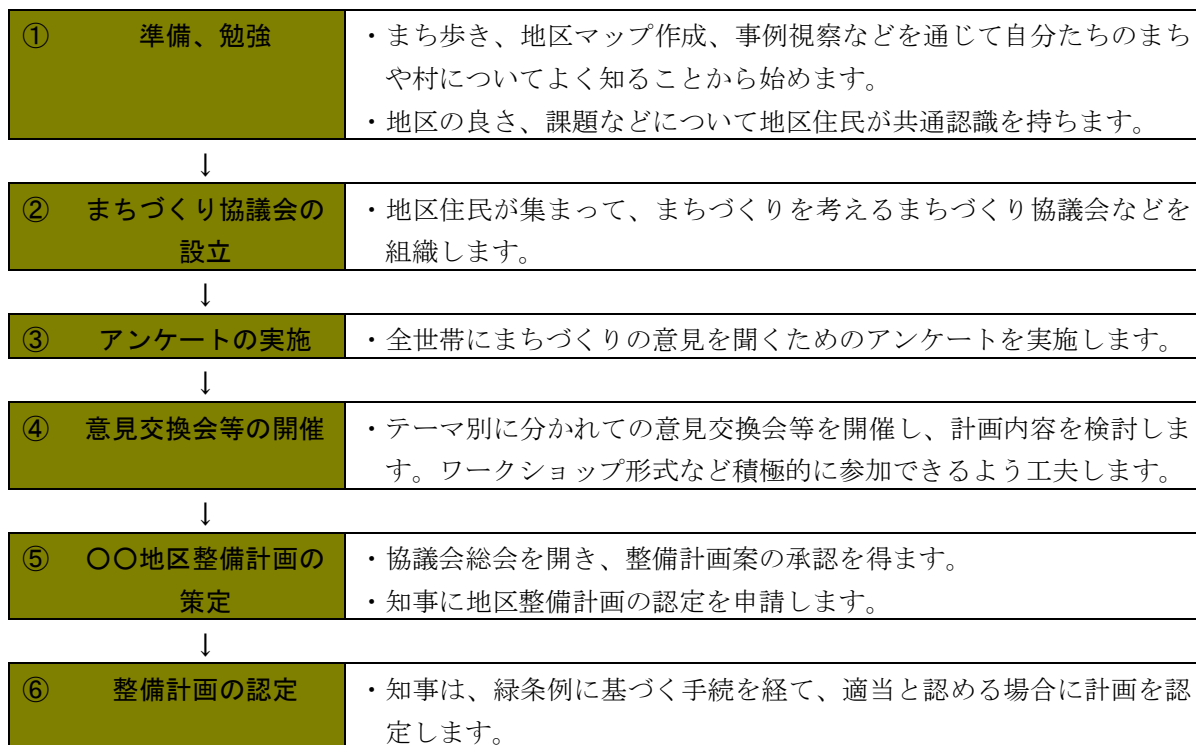


住民主体のまちづくりの流れ

緑条例には、住民が主体となって、自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う制度（計画整備地区制度）があります。

集落などの一定のまとまりのある地区において、住民の方々が話し合い、自分たちのまちのルール（整備計画）を決めることができる制度です。

地域環境形成基準が地域全体の「一般的なルール」とすると、整備計画は地区独自の「詳細なルール」といえます。整備計画を策定し、知事の認定を受けることで、整備計画（詳細なルール）に沿ったまちづくりを行うことができます。



整備計画の内容は

住民の方々が話し合い、地区の将来像を描き、将来に望ましい土地利用計画、緑化計画、景観計画、建築計画などを作ってください。地区の状況に応じて、道路や水路、公園などの施設の整備構想や、お祭りや交流事業などのイベント計画などを合わせて盛り込むのもよいでしょう。

県や市町では、アドバイザー派遣など計画策定についての支援を行っていますので、ご相談ください。

整備計画が認定されると

認定計画に係る区域（計画整備地区）内においては、すべての開発行為、建築行為について市町への届出が必要になるとともに、緑条例が適用される一般の地域における基準より整備計画による基準が優先される仕組みになっています。

届け出られた開発や建築の内容が整備計画に適合していない場合、市町は地区の意見を聞いた上で、開発事業者等に対して指導・助言を行います。

里づくり計画の例 — 篠山市乗竹地区 —

「乗竹の花」



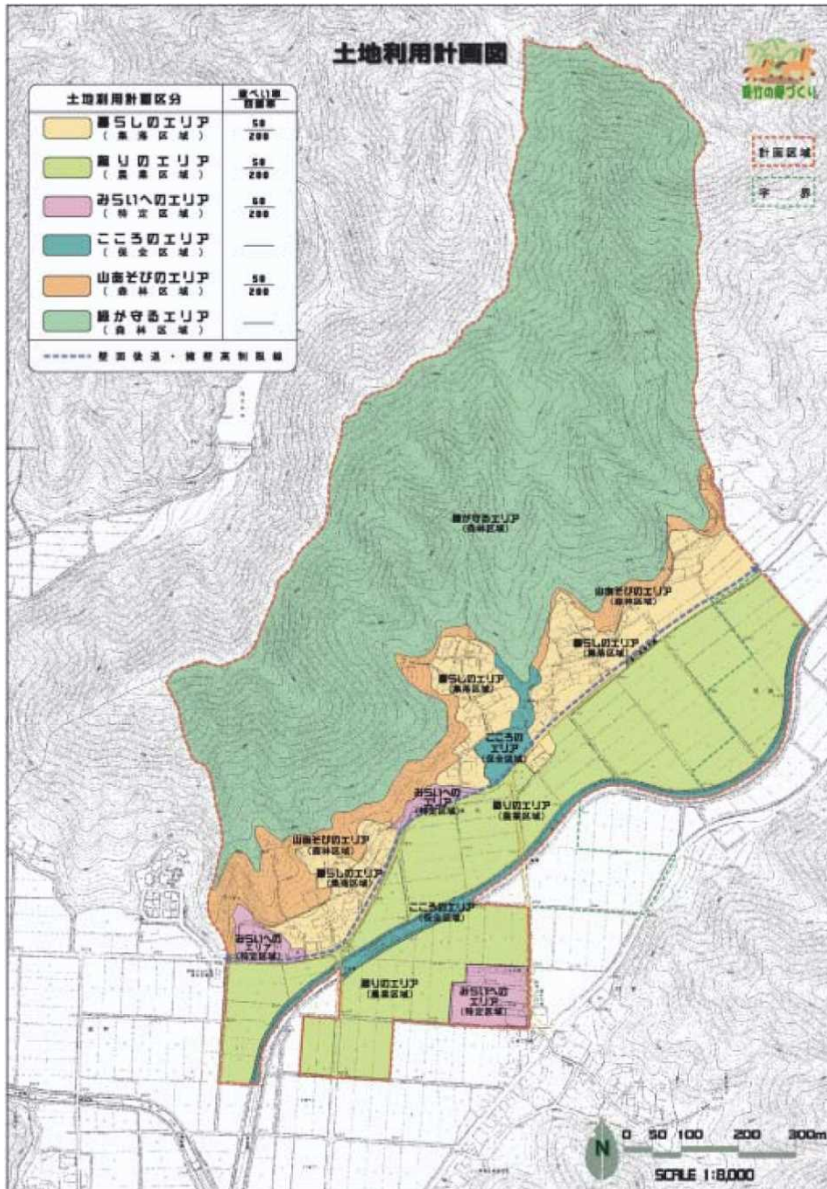
「乗竹の木」



「乗竹シンボルカラー」



R162 G190 B71
RGBコード#00A37E
びったり同じ色で、
というのではなく、
こんな感じの色と
考えてください。



乗竹のおすすめ
カラーパレット

これらを使わない
乗竹のお色も基本です。
ご活用ください。

＜屋根＞

- N6.5 (BN 65)
- N3.0 (BN 30)
- 5YR5.1 (B15-30B)
- 5GY3 (R25-30Y)

＜外壁＞

- 5YR3.3 (B15-30F)
- 5YR7.5 (B15-75B)
- 10YR2.5 (B19-75B)
- 10Y5.2 (B29-60C)
- N7.5 (BN 75)

◎川あそびの若づくり — 「川じゃこ公園」

子供達が安心して水遊びができ、自然と戯れるような宮田川の河川公園化。
大げさなものではなく、田園風景に合うもの。
蛍の多い、八幡橋周辺を川遊びの拠点にしよう。



5 参考資料



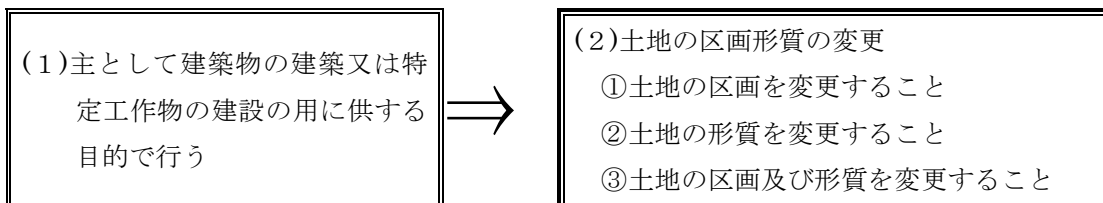
開発行為の許可・協議・届出の制度

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、田園の区域（第3号区域）及び風土を守る区域（第2項区域）では知事又は市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事又は市町長への届出が必要です。

対象となる開発行為について

北播磨北部地域では、一定規模以上（森を守る区域では500㎡以上、それ以外の区域では1,000㎡以上）の開発行為を行う場合は、緑条例の対象となります。

●この条例で、開発行為とは・・・



をいいます。（条例第2条第3項）

「解説」

(1)「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」とは

土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物を建築すること又は特定工作物を建設することである場合をいいます。

○建築物とは

（条例第2条第1項）

この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条13号に規定する建築をいう。

（建築基準法第2条第1号）「建築物」

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（建築基準法第2条第13号）「建築」

建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

○特定工作物とは

(条例第2条第2項)

この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

(都市計画法第4条第11項)

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

「第一種特定工作物」及び「第二種特定工作物」については、それぞれ都市計画法施行令第1条第1項及び第2項に定められています。

(都市計画法施行令第1条第1項)

都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. アスファルトプラント

2. クラッシャープラント

3. 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第14号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物（同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）

(都市計画法施行令第1条第2項)

法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が1ヘクタール以上のものとする。

1. 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

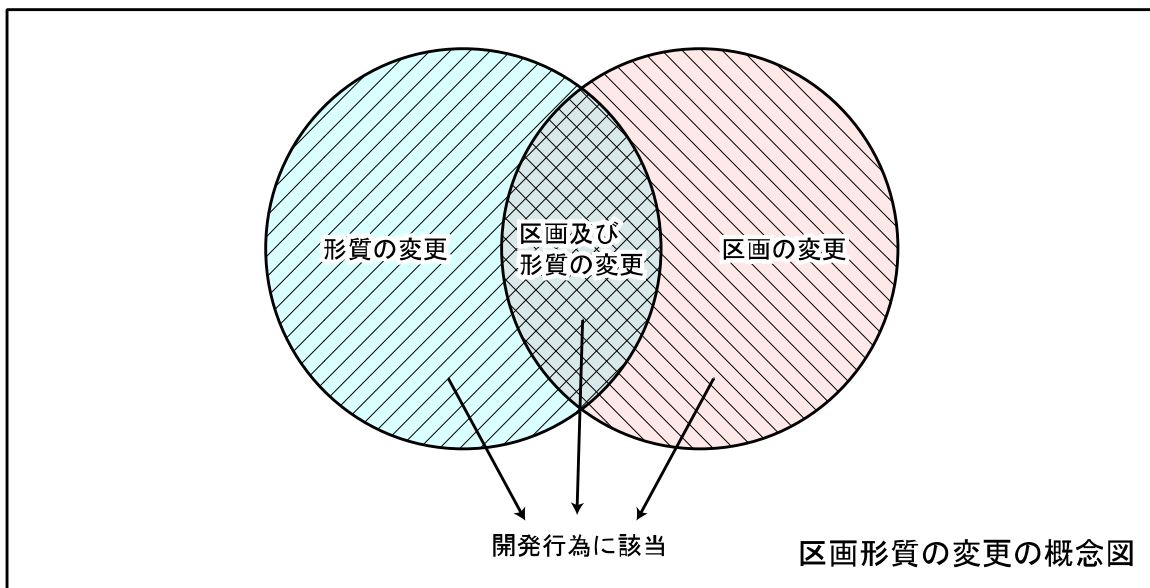
2. 墓園

ここで特に注意を要するのは、第二種特定工作物です。これについては、ゴルフコースのほか政令で野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動レジャー施設である工作物で、その規模が1 ha 以上のもの及び墓園でその規模が1 ha 以上のものと定義されています。

従って、野球場、庭球場や墓園で1 ha 未満のものについては、特定工作物に該当しません。

※しかし、規模が小さいため、特定工作物に該当しなくても、野球場、庭球場等に観覧席を設置し、それが建築基準法上の建築物に該当する場合は、建築物の建築を目的とする行為として取り扱うこととなります。

(2) 土地の区画形質の変更について

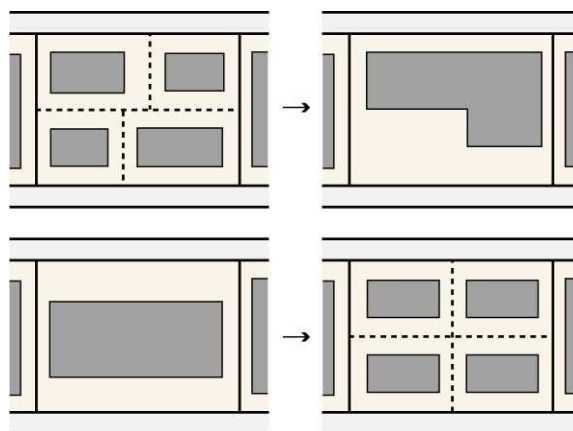


① 「区画の変更」とは

建築物の建築等の目的のために、土地の区画を物理的に変更することをいいます。具体的には、建築物の建築等を目的として、道路、公園等の公共施設を新しく築造して建築区画の変更を行うことです。単なる分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更や、単なる形式的な分割又は統合は、区画の変更には該当しません。

(単なる形式的な区画の分割又は統合)

建築物の建築等を行う際に造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地境界の変更について既存建築物の除却や、塀等の除却、設置が行われるにとどまる行為のことです。



② 「形質の変更」とは

土地の形質とは、土地の形状と土地の性質のことです。

建築物の建築等を目的とした土地の形質の変更は、開発行為に該当します。

(土地の形状)

土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことです。

(土地の性質)

土地の性質とは、土地利用の用途のことであり開発行為の判断においては「宅地」、「公共施設」、「その他」の3つに分類されます。

「宅地」→建築物又は特定工作物の用に供されている土地

「公共施設」→道路、公園等の公共の用に供されている土地

「その他」→「宅地」、「公共施設」以外の土地

※建築物の建築等を目的として、田、畑、山林等の土地を宅地に変更する行為は、開発行為に該当します。(青空駐車場、露天資材置場に建築物の建築等を行う場合も土地の性質が変更されるため開発行為に該当します。)

(3) 取扱い例一覧

(○：該当する ×：該当しない)

行為の態様	開発行為の該当	主たる目的	土地の区画形質の変更		
			区画の変更	形質の変更	
				形状の変更	性質の変更
①農地を盛土し、建築物を建築する。	○	○	×	○	○
②農地を盛土し、露天駐車場とする。	×	×	×	○	×
③既存建築物を取り壊し、造成の上、同一敷地に再び建築する。	○	○	×	○	×
④既存建築物を取り壊し、造成を行わず、同一敷地に再び建築する。	×	○	×	×	×
⑤既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。 (公共施設の整備なし)	×	○	×	×	×
⑥既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	×	○	×
⑦複数の既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	×	○	×
⑧複数の既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	×	○	×	×	×
⑨既存建築物を取り壊し、道路を築造の上、敷地を分割して、それぞれの区画に建築する。	○	○	○	×	×
⑩山林に道路のみを築造する。	×	×	○	×	×
⑪山林を削り、土取り場とする。	×	×	×	○	×
⑫山林に道路を築造し、道路周辺の山林を別荘地として造成し、区割りする。	○	○	○	○	○
⑬露天駐車場又は資材置場の跡地に造成を行わずに集合住宅を建築する。	○	○	×	×	○
⑭露天駐車場又は資材置場の跡地に道路を築造し、独立住宅をそれぞれの区画に建築する。	○	○	○	×	○

※ ②における露天駐車場に、料金所のような社会通念上、その建築物のみでは機能しない建築物（附属建築物）だけが建築される場合は、「主たる目的」に該当しません。

(4) 開発行為と手続について

● 次のような場合は、開発行為の許可・協議（協定）・届出の必要はありません。

◇ 開発行為の規模が次に該当する小規模な開発行為

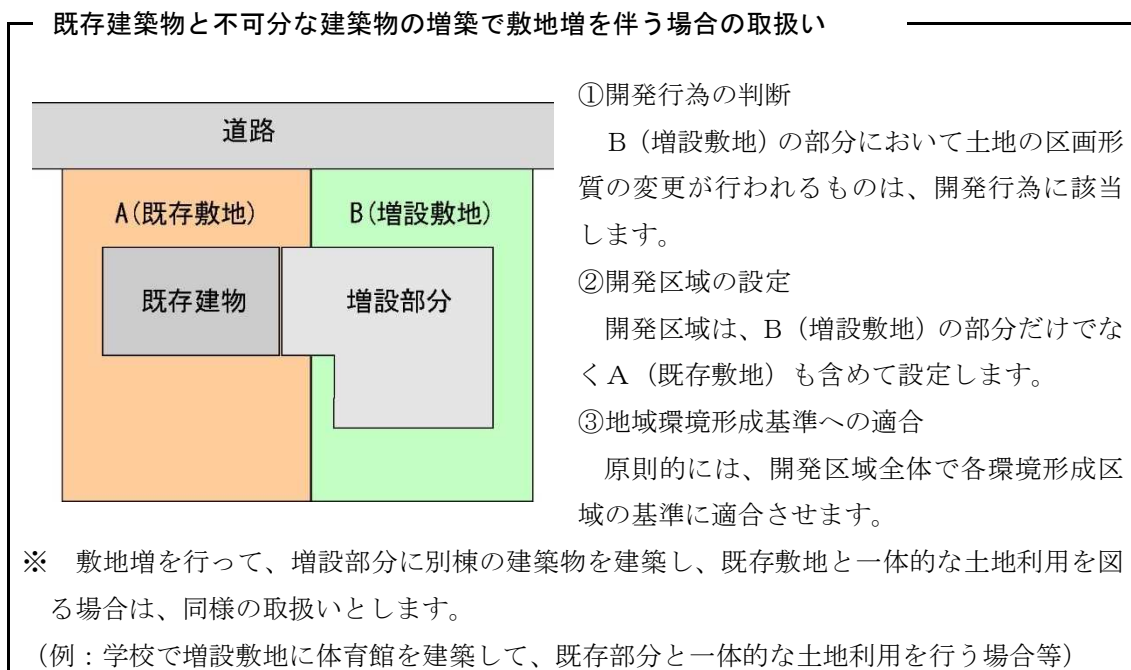
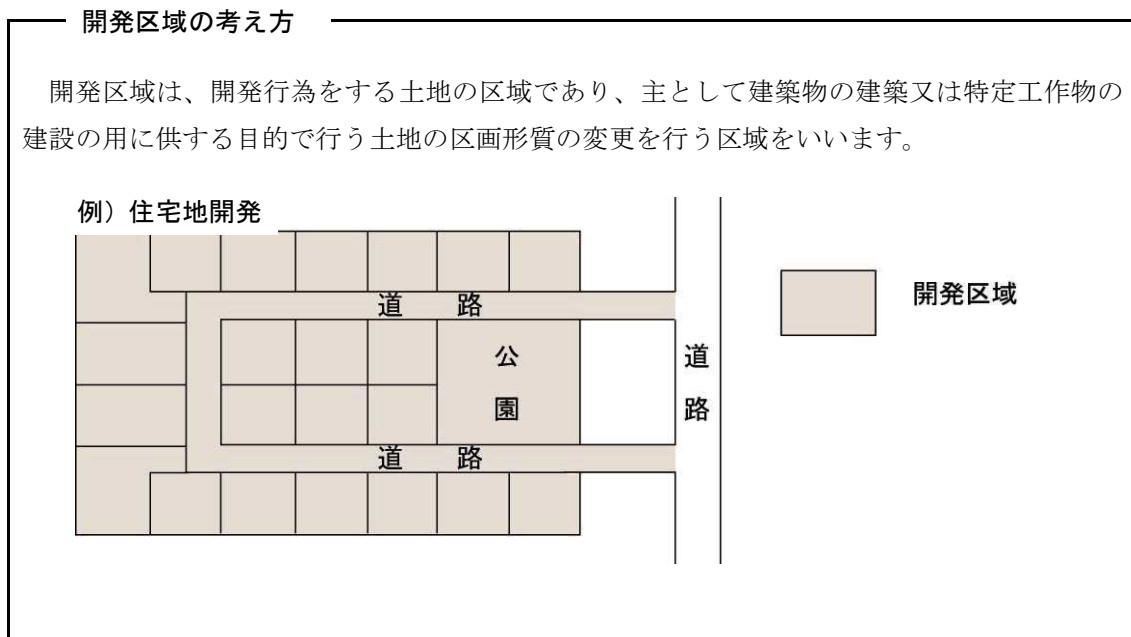
- ・ 1号区域では、500㎡未満の開発行為
- ・ その他の区域では、1,000㎡未満の開発行為

◇ 自己の居住のための建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇ 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

◇ 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇ 土木事業、その他の事業に一時的に使用される第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為



開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の手続の取扱い

ア 全体面積が500㎡以上で、計画区域の一部が、1号区域内にある開発は許可が必要です。また、この場合は、協定は不要となります。

例1 1号区域(100㎡)、2号区域(500㎡)にまたがる開発計画
→ 600㎡全体が許可の対象

例2 1号区域(300㎡)、2号区域(1,200㎡)にまたがる開発計画
→ 1,500㎡全体が許可の対象

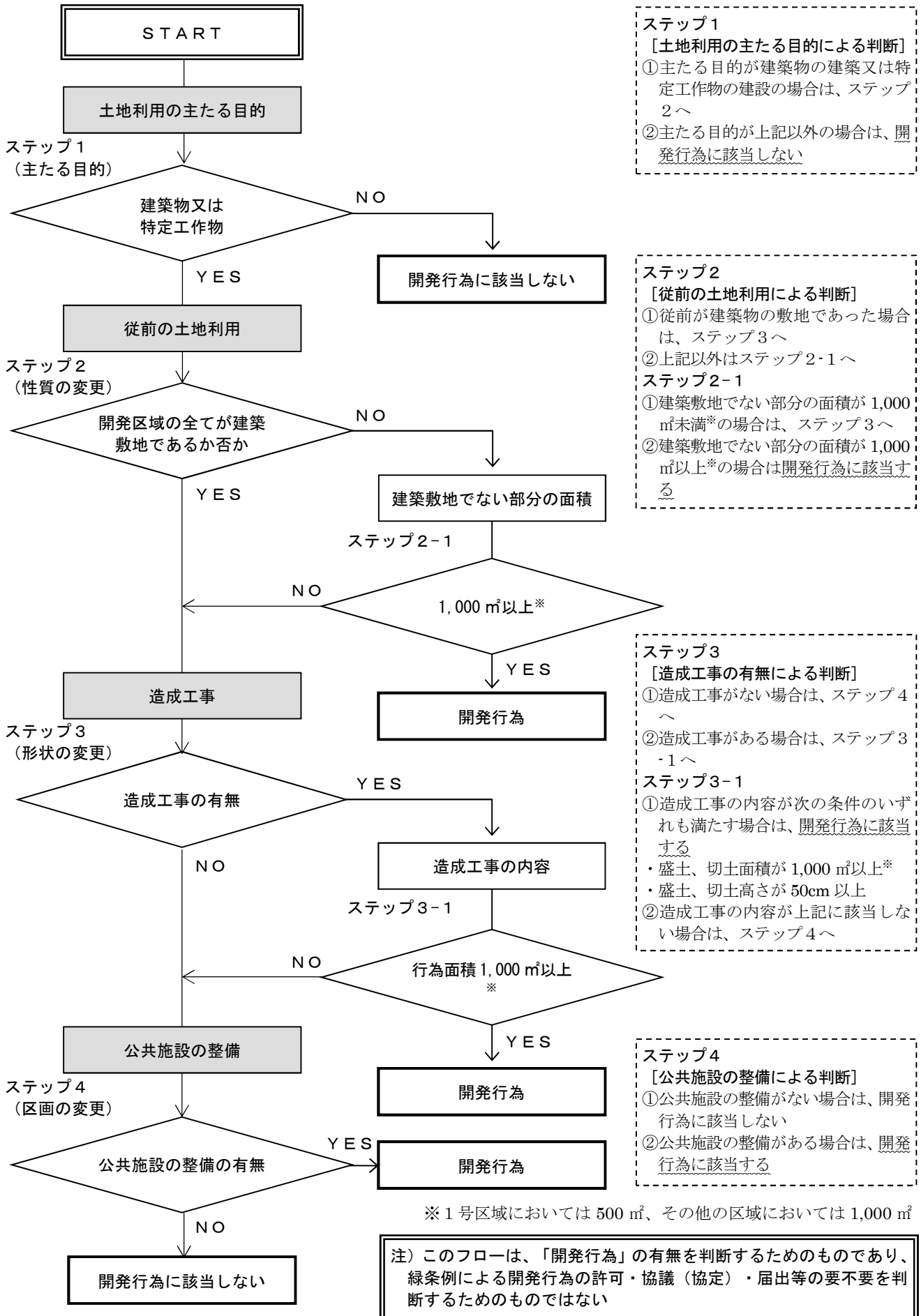
イ 全体面積が1,000㎡以上で、1号区域以外の2以上の区域にまたがる開発は協定が必要です。

例3 3号区域(500㎡)、4号区域(1,200㎡)にまたがる開発計画
→ 1,700㎡全体が協定の対象

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の基準の取扱い

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合は、原則として、環境形成区域ごとにそれぞれの許可基準等に適合する必要があります。ただし、緑地(森林)の面積に係る基準にあつては、緑地の配置バランスに支障がない範囲において、それぞれの許可基準が要求する緑地の面積の合計が、開発区域全体で確保されていれば可とします。

(5) 「開発行為」の判断フロー



(6) 候補樹種リストについて

候補樹種の選定は、北播磨北部地域特有の風景や施設とその周辺環境との調和を目的として、次のような考え方で候補樹種を選定しています。

① 森を生かす区域の候補樹木

ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年12月作成）に掲載されている地域別推薦樹種を候補樹木としました。

地域別推薦樹種（東播磨地域）

常緑樹（中高木）：モミ、イチイガシ、ツガ、コジイ、ウラジロガシ、モッコク、シラカシ、クロマツ、クロガネモチ、イチイガシ

常緑樹（低木）：シキミ、ヤブツバキ、サカキ、アセビ、カナメモチ、イヌツゲ、トベラ、オオバジュズネノキ

落葉樹（中高木）：ヤマザクラ、ハンノキ、コナラ、ホウノキ、クリ、ケヤキ、クヌギ、エノキ、アベマキ、ムクノキ、リョウブ、タマミズキ

落葉樹（低木）：コバノミツバツツジ、エゴノキ、ウメモドキ、ガマズミ、マユミ、ナツハゼ、ニシキギ、カマツカ、アキグミ、フジウツギ

② 田園の区域、風土を守る区域の候補樹木

● アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針より

「アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針（兵庫県：1989年）」の中で取り上げられている「特性一覧表」の中から、北播磨北部地域の特性に適した「播磨平野部」より、主な候補を抽出しました。

● 地域性の考慮

北播磨北部地域において、集落内に樹林地、河畔林、社寺林、民家の庭など、区域内に定着している樹種を抽出し、上記候補に追加しました。

● 参考文献より

一般流通性の高い候補樹種とするために、「建設物価版（(財)建設物価調査会）」を参照し、選定しました。

上記資料に加えて、特性の耐火、耐乾等は、「道路緑化ハンドブック」、「造園施工管理改訂版技術編」等を参考にしました。

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオギリ	落	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	工場、街路樹、緑陰樹、景観樹
アカシデ	落	広葉	5~10	早		赤	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
アカマツ	常	針葉	30~35	早	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	普	庭園、景観樹、緩衝樹
アキニレ	落	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	海浜、庭園、建物周り、景観樹 緑陰樹、街路樹
アラカシ	常	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イスノキ	常	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イタヤカエデ	落	広葉	15~20	早	易	—	—	—	—	陽	中~湿	強	強	弱	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
イチイ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	弱	庭園、建物周り、景観樹、生垣
イトヒバ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
イヌシデ	落	広葉	5~10	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹
イヌマキ	常	針葉	15~20			—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、生垣
イロハモミジ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
ウバメガシ	常	広葉	5~10	遅	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
ウメ	落	広葉	5~10	遅	中	白/淡紅	2~3	淡緑	5~6	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、果樹
ウラジロガシ	常	広葉	15~20	早	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ウラジロモミ	常	針葉	5~15		難	—	—	—	—	陽~陰		強	強		景観樹、添景樹
エゴノキ	落	広葉	5~15	早	中	白	5~6	淡緑	8~9	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、建物周り、景観樹 花木
エノキ	落	広葉	15~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	水辺、海浜、緑陰樹、緩衝樹
オオシマザクラ	落	広葉	5~10	早	易	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
オオヤマザクラ	落	広葉	5~10	遅		淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	弱	庭園、街路樹、花木
オトメツバキ	常	広葉	~5		易	淡紅	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
カキ	落	広葉	5~10	遅	難	淡黄	5~6	橙	10~11	陽	中			中	庭木、果樹、景観樹
カクレミノ	常	広葉	~5	遅		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹
カシワ	落	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、緩衝樹
カツラ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 街路樹
カナメモチ	常	広葉	5~10	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣
カヤ	常	針葉	10~30	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣、緩衝樹
キャラボク	常	針葉	~5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、根締め 生垣、トピアリー、造形、縁取り
キンモクセイ	常	広葉	5~10	遅	易	橙黄	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、花木
クスノキ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	建物周り、景観樹、緩衝樹 街路樹、緑陰樹
クヌギ	落	広葉	10~15	早	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
クロガネモチ	常	広葉	10~20	遅	易	—	—	赤	11~2	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
クロマツ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、工場、景観樹、緩衝樹
ケヤキ	落	広葉	10~30	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
コウオトメツバキ	常	広葉	~5		易	赤	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
コウヤマキ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
コナラ	落	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
コブシ	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 花木、街路樹
サカキ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、遮蔽樹、生垣
サザンカ	常	広葉	5~10	遅		白/淡紅 濃紅	10~1	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、生垣
サトザクラ	落	広葉	5~10	早	中	白/黄 淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
サルスベリ	落	広葉	~10	遅		白/淡紅 紫/濃紅	7~9	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、花木、景観樹 街路樹
サワグルミ	落	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	水辺、街路樹、景観樹
サワラ	常	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
サンゴジュ	常	広葉	10~15	早	易	白	6~7	赤	8~11	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
シダレザクラ	落	広葉	~5	早	難	淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木
ショウジョウノムラ	落	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹
シラカシ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、緑陰樹 生垣
シロダモ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	赤	9~12	中	中	中	中	強	雑木林、緩衝樹
スギ	常	針葉	10~30	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
スダジイ	常	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ソメイヨシノ	落	広葉	5~10	早	易	淡紅	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
ソヨゴ	常	広葉	~5			白	7	赤	9~1	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 緩衝樹
タブノキ	常	広葉	10~20	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	工場、景観樹、緩衝樹
ナツツバキ	落	広葉	5~10	早	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木、景観樹
ネズミモチ	常	広葉	~5	早		白	5~7	黒紫	10	陽	中	中	強	強	庭園、緩衝樹、生垣
ネムノキ	落	広葉	5~10	早	中	淡紅	6~8	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、緑陰樹、花木、景観樹
ハクウンボク	落	広葉	5~10	早		白	5~6	白	8~10	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 花木、街路樹
ハクモクレン	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木 街路樹
ハマボウ	落	広葉	~5	早	易	黄	6~8	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、海浜、水辺、花木
ハルニレ	落	広葉	5~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
ヒイラギ	常	広葉	~5	遅	易	白	10~12	—	—	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、遮蔽樹、生垣
ヒイラギモクセイ	常	広葉	~5	遅	易	白	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、緩衝樹、生垣
ヒノキ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ヒメシャラ	落	広葉	5~10	遅	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヒメユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ベニカナメモチ	常	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、生垣
ホオノキ	落	広葉	5~15	早	難	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、花木、緑陰樹、景観樹
ホルトノキ	常	広葉	5~10	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹、街路樹
マテバシイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
マユミ	落	広葉	~5	早	易	—	—	赤	10~11	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
マンサク	落	広葉	~5	早	易	黄	2~3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木
ムクノキ	落	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、緑陰樹
モチノキ	常	広葉	5~20	遅	易	—	—	赤	10~3	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
モッコク	常	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ヤブツバキ	常	広葉	5~10	遅	易	紅/淡紅	2~3	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、花木、生垣
ヤブニツケイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	中	強	建物周り、緩衝樹
ヤマザクラ	落	広葉	5~20	早		淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、花木、街路樹
ヤマボウシ	落	広葉	5~10	遅		白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヤマモモ	常	広葉	5~15	遅		—	—	赤	6~7	陽	中	弱	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、果樹
ユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、景観樹
ラカンマキ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	弱	強	建物周り、景観樹、生垣

候補樹種(低木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	12~3	陰	中	強	強	中	庭園、工場、遮蔽樹、緩衝樹 植え潰し
アキグミ	落	広葉	~3	早	難	白	4~5	赤	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、水辺、雑木林、刈り込み 海浜、添景樹、砂防樹
アジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
アセビ	常	広葉	~3	遅	易	白	3~5	—	—	中	中	強	中	中	庭園、建物周り、花木、根締め 添景樹、刈り込み、ボーダー
イヌツゲ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、生垣、刈込 植え潰し、ボーダー、トビアリー、造形
ウツギ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、生垣、添景樹 境界樹
ウメモドキ	落	広葉	~3	遅		—	—	赤	10~12	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、添景樹、花木
ガクアジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	中	庭園、工場、海浜、花木、添景樹
ガマズミ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	赤	9~11	陽	中	強	強	中	庭園、雑木林、添景樹、花木
カンツバキ	常	広葉	~1.5	遅		赤	11~2	—	—	中	中	中	強	強	庭園、建物周り、工場、花木、刈込 根締め、ボーダー
クチナシ	常	広葉	~1.5	早	易	白	5~6	黄	9~12	中	中	弱	弱	強	庭園、工場、建物周り、花木、生垣 根締め、刈込、添景樹
コムラサキシキブ	落	広葉	~1.5	早		淡紫	6~7	紫	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、工場、添景樹、根締め
サツキツツジ	常	広葉	~1.5	早	易	淡紫	5~6	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー
シモツケ	落	広葉	~1.5	早	易	赤	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、水辺、花木、根締め、刈込 ボーダー、添景樹
シャリンバイ	常	広葉	~4	遅	難	白	5	黒紫	10~11	陽	乾	強	強	強	庭園、建物周り、道路、海浜、刈込 添景樹、根締め、ボーダー、緩衝樹
センリョウ	常	広葉	~1.5	遅		—	—	赤/黄	11~2	中	中	弱	弱	中	庭園、建物周り、根締め
タニウツギ	落	広葉	~3	早	易	淡紅	5~6	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木、添景樹、ボーダー
ドウダンツツジ	落	広葉	~1.5	遅	易	白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、花木 刈込、玉物、生垣、ボーダー
トサミズキ	落	広葉	~4	早	易	黄	3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
トベラ	常	広葉	~4	早	難	白	5~6	赤	11~12	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、道路、海浜、生垣 添景樹、根締め、刈込
ナワシログミ	常	広葉	~3	早	難	白	9~11	赤	4~5	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、根締め、 刈込、ボーダー、生垣
ナンテン	常	広葉	~3	遅		白	5~6	赤	12~2	中	中	強	強	中	庭園、根締め、添景樹、生垣
ニシキギ	落	広葉	~3	早	易	—	—	赤	10~11	中	中	強	強	中	庭園、工場、雑木林、道路、添景樹 生垣、刈込、根締め
ヒイラギナンテン※	常	広葉	~1.5	遅	易	黄	2~3	黒紫	6~7	陽	中	強	強	強	庭園、工場、根締め、添景樹 ボーダー
ハコネウツギ	落	広葉	~3	早	易	白/淡紅 紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、海浜、花木、添景樹
ヒサカキ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽~陰	中	強	強	強	庭園、工場、生垣、根締め、刈込、 遮蔽樹、緩衝樹
ヒュウガミズキ	落	広葉	~1.5	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、建物周り、花木、添景樹 刈込、ボーダー、根締め
ヒラドツツジ	常	広葉	~2	早	易	紫/白 淡紅	4~5	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー、添景樹
マサキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	11~2	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、生垣 刈込
マメツゲ	常	広葉	~1.5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、刈込 ボーダー、造形
マルバシャリンバイ	常	広葉	~1.5	遅	難	白	5	—	—	陽	乾	中	中	強	庭園、建物周り、添景樹、根締め 海浜、道路、植え潰し、刈り込み
マンリョウ	常	広葉	~1.5	遅	難	—	—	赤	10~3	陰	中	強	強	中	庭園、自然林、根締め

候補樹種(低木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ミツバツツジ	落	広葉	～3		易	淡紅	4	—	—	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、花木
ヤマツツジ	半落	広葉	～3	遅	易	赤	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、雑木林、花木、添景樹
ヤマハギ※	落	広葉	～1.5	早		紅紫	8～10	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、法面、花木、肥料木
ヤマブキ	落	広葉	～1.5	早	易	黄	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、工場、花木、根締め、添景樹
ユキヤナギ	落	広葉	～1.5	早	易	白	3～4	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、根締め、添景樹 道路、花木、刈込、ボーダー
レンゲツツジ	落	広葉	～1.5		易	赤/黄	4～5	—	—	陽～中	中	強	強	弱	庭園、添景樹、花木

候補樹種(地被類・ササ類・ツル性)

名前	形態	種類	花		葉		実		生育条件		耐性			備考
			花色	開花期(月)	葉色	紅葉色	実色	結実期(月)	火	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アケビ	落	ツル	紫	3～4	緑	—	茶	8～11	陽	中	強	強	中	巻き付き登はん性
イタビカズラ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	中	強	登はん性
オオイタビ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	弱	強	登はん性、吸着登はん吸着下垂性
オカメザサ	常	ササ	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	
キヅタ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	登はん性
ギボウシ	落	花草	白/紫	6～8	緑/斑入	—	—	—	中	中	強	強	中	
スイカズラ	半常	ツル	白	5～6	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	巻き付き登はん性
ツルマサキ	常	ツル	緑白	6～7	緑	—	黄赤	10～11	中	中	—	強	強	登はん性
ツブキ	常	花草	黄	10～12	緑	—	—	—	中	中	中	中	強	
テイカカズラ	常	ツル	白	5～6	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、巻き付き登はん性
ハイビヤクシン	常	地被	—	—	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	
フッキソウ	常	地被	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	中	
ヘデラヘリックス	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、下垂性
ムベ	常	ツル	白	4～5	緑	—	紫	8～11	陽	中	中	中	強	巻き付き登はん性
ヤブコウジ	常	木本	—	—	緑	—	赤	11～2	中	中	強	中	強	
ヤブラン	常	葉草	紫	8～9	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	
リュウノヒゲ	常	葉草	淡紫	6～7	濃緑	—	—	—	陽～陰	中	強	強	強	

※ヒイラギナンテンとヤマハギについては、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（平成22年3月兵庫県）」に基づき、県内において特に影響が大きいと考えられる外来生物種に指定されていますので、原則として採用しないよう注意してください。

北播磨北部地域 環境形成区域図

